

令和4年第2回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第76号

令和4年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月27日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年6月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和4年第2回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月8日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 白 川 正 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

7番 川 西 米希子 8番 合 田 正 夫

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、川西米希子君、8番、合田正夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

7番、川西米希子君、質問を許可します。

○川西米希子議員 改めまして、議場の皆様、ふれあい放送をお聞きの皆様、おはようございます。農家の方々が丁寧に植えられた苗の緑も濃くなり、町中にあふれる生命の息吹を感じます。

4月に議員選挙が行われ、私も再びこの場に立たせていただくことができました。これからの4年間、皆様の負託にお答えできるよう、精いっぱい努力を重ねてまいります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。今回は带状疱疹予防ワクチンの公費助成についてです。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活や行動の制限がストレスや運動不足、免疫機能低下につながり、これまで以上に带状疱疹の罹患者が増加することが懸念されております。带状疱疹とは水痘带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。幼少期に水痘带状疱疹ウイルスに感染すると水ぼうそうとして発症し、その後もウイルスは生涯にわたり体内に潜伏します。そして、ストレスや免疫機能低下などに伴い、体内に潜伏していたウイルスが再活性化することにより带状疱疹を発症します。日本の成人の90%以上は带状疱疹

の原因となるウイルスが体内に潜んでいて、80歳までに約3人に1人が発症するとされています。

初めは皮膚がぴりぴり、ちくちくするような痛みを感じ、時間の経過とともに赤みや水疱形成などの皮膚症状が見られるようになります。通常は紅斑が体の左右どちらかに帯状に広がり、その上に小さな水膨れが生じてくるため、皮膚症状の特徴が帯状疱疹との病名に由来しています。

症状が主に表れる部位として、肋間神経のある胸や背中が挙げられますが、顔、下腹部、腕、足、臀部など、体のどこにでも出現します。

皮膚症状が治った後も、神経が損傷されることで疼痛が数か月から数年にわたって続くこともあり、この症状は帯状疱疹後神経痛（PHN）と呼ばれます。焼けつくような痛み、電気が走るような痛みと表現され、衣類がこすれたり、冷たい風が当たったりするだけでも強い痛みを訴えることもあり、夜も眠れないほどの痛みを訴える人もいます。

帯状疱疹後神経痛は年齢が高くなるほど発症リスクが高く、50歳以上で帯状疱疹を発症した人のうち、約2割が帯状疱疹後神経痛になると言われています。

また、耳周囲の帯状疱疹はラムゼイ・ハント症候群と呼ばれる合併症を引き起こすことがあります。ラムゼイ・ハント症候群では顔面神経麻痺、難聴、目まい、味覚障害などの症状が見られます。顔面神経麻痺では鼻唇溝（ほうれい線）の消失、口唇が健側に寄るといった症状を来すことがあり、食べ物が口からこぼれ落ちるなど、食べることもままらなくなることもあります。額からまぶたや鼻にかけては結膜炎や角膜炎などの目の症状を引き起こすこともあります。重症化すると視力低下やごくまれに失明に至ることもあります。

帯状疱疹は働き盛りの50歳を境に発症率が上昇し、先ほども申しましたが、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

帯状疱疹の治療では、一般的には抗ウイルス薬による薬物療法が行われますが、2016年3月から、50歳以上の人に対して帯状疱疹ワクチンを使用できるようになり、ワクチンによる予防が可能となりました。

しかし、帯状疱疹は予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種ではなく任意接種であり、帯状疱疹に予防のためのワクチンがあることをまだ知らない人も多いのが現状ではないでしょうか。帯状疱疹に対しての認知度も高くはないと思います。

予防接種を受けると病気に対する免疫力がつくられ、発症あるいは重症化を予防することができます。帯状疱疹から健康を守るためには予防接種が必要と考えますが、高額であることが接種を受ける大きなハードルです。

現在、帯状疱疹の予防ワクチンは2種類あります。2016年に認可された毒性を弱めたウイルスを生きたまま使用する生ワクチン1回接種と、2020年に認可された毒性をなくしたウイルスの一部を使用する不活化ワクチン2回接種です。より予防効果の高い不活化ワクチンの場合はかなり高額となります。医療機関によって異なると思いますが、

私が確認させていただいた町内のある医療機関では、不活化ワクチンの1回の接種費用は2万円、2回接種が必要であるため、合計4万円が必要です。まだ先の十分見通せないコロナ禍であり、生活や行動制限が住民のストレスや運動不足、そして、免疫機能の低下につながっています。带状疱疹の罹患者がさらに増えることが懸念されている今、带状疱疹についても何らかの対策が必要と考えます。コロナ禍における対策の一つとして、带状疱疹に対しても予防接種で住民の命と健康を守ることが必要だと思います。

また、高齢化が進展する中、生活の質の低下を招かない対策としても、接種助成が必要ではないでしょうか。

带状疱疹は免疫力の低下が原因で発症します。带状疱疹についての基礎的な知識、食事のバランスや睡眠など、日頃からの体調管理が重要であることなども機会を捉えて周知するなど、带状疱疹予防へのさらなる積極的な取組は医療費の削減効果にもつながると思います。

お尋ねいたします。

带状疱疹ワクチン接種の推進はされていますでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西米希子議員の带状疱疹ワクチン接種の推進はしているのかとの御質問にお答えいたします。

川西議員も御存じのとおり、予防接種法に基づく定期接種は、人から人への伝染予防、もしくはかかった場合の重篤化予防、あるいは個人の発病とその重症化などを防ぎ、その蔓延を防止するために定期的に行う必要のあるもので、市町村は接種の勧奨を行うこととされております。

一方、带状疱疹のワクチン接種は定期以外の任意接種であり、その効果や安全性などについて国内での十分なデータがそろっていない現状にあります。

また、一定の効果はあるものの、接種後に接種部の腫れや痛み、全身の倦怠感などの副反応があるとされております。

以上のことから、現段階で接種の推進は行っておりませんが、接種を希望する方には、かかりつけ医等に相談するよう御案内しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。

住民の命と健康を守る観点から、带状疱疹ワクチン接種の助成が必要と考えます。先ほどのお答えとダブるかもわかりませんが、いま一度、お考えをお尋ねいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問、住民の命と健康を守る観点から带状疱疹ワクチン接種の助成が必要と考えるかとの御質問にお答えいたします。

香川県内では、直島町が本年度より带状疱疹のワクチン接種費用を助成しております。

直島町内の診療所として唯一、直島町立ふれあい診療所があり、そこでの受診状況や罹患後の症状などを十分に調査、検討して助成事業を開始したようで、不活化ワクチンである帯状疱疹ワクチンは接種費用を20,000円の2回分として、生ワクチンである水痘ワクチンは6,800円を1回分として、いずれかのワクチン接種費用の4分の3を助成することとされております。

本町におきましても、一部の医療機関や住民からの問合せもあることから、ワクチン接種で防ぐことが可能な疾病につきましては、町民の命と健康を守り、町全体の健康レベルを高める観点からも検討していく必要があると考えます。

しかし、本町では、任意接種であります子供のインフルエンザワクチンの接種費用を助成しているのに加えて、4月1日より子宮頸がんワクチンを定期で受ける機会を逃した方を対象に任意で接種を受けた費用を助成しております。限りある財源を考慮し、また、厚生科学審議会における帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関する調査・審議など、国の動向に注視しながら、医師会とも十分協議の上、検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

他のワクチンの助成も行っているということで、財源の確保がやはり難しいというようなお答えもあったかと思いますが、今から12年前の2010年6月、私が議員として初めてこの場に立たせていただいた6月定例会一般質問において、高齢者肺炎球菌ワクチンの公費助成を訴えさせていただきました。当時、まんのう町の住民の死亡原因の第1位が肺炎でありました。住民の命と健康を守るため、また、町の医療費削減に向けてもワクチンの公費助成は必要な事業ではないでしょうかと訴えたものでございます。

翌年、2011年の7月から2012年の2月末までの8か月間、60歳以上の全接種希望者に全額無料の公費助成を行っていただくことができました。このときの財源は国からの交付金であります。私の記憶が間違っていなければ、住民生活に光を注ぐという名の交付金であったかと思っております。その後、肺炎球菌ワクチンは国の定める定期接種となりました。

香川県内において、先ほどもお答えの中にはありましたが、現在、帯状疱疹ワクチンに対する助成を行っている自治体は直島町1町だけであります。国、近隣自治体の動向なども見据えながらはなると思いますが、今後、国から示されることがあれば、交付金の活用も財源として選択肢に上げられるのではないのでしょうか。

お尋ねいたします。

発症予防のため、また、早期に治療につなげるためにも、帯状疱疹に関する基礎的な知識等の情報提供をしていただきたいと思います。お考えをお尋ねいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問、発病予防のため、また、早期に治療につなげる

ための帯状疱疹に関する基礎的な知識等の情報提供についてお答えいたします。

平成26年に水痘のワクチンが定期接種となり、水痘を発症する子供が減少したことにより、成人が追加免疫を得る機会が減ったとも言われており、加齢などによる免疫力の低下も影響して、50歳以上、特に70歳以上で帯状疱疹の発症率が上昇していることから、高齢者への情報提供が重要と考えております。

また、帯状疱疹は人にうつす病気ではありませんが、水痘にかかったことのない人にウイルスをうつすことにより水痘を発症させることがあるため、ワクチンを受けたくても受けることのできない妊婦や免疫不全患者等に感染を広げないような取組も欠かせません。特に水痘にかかったことのない妊婦が妊娠初期や出産数日前に発症した場合、新生児に重篤な影響を及ぼすとされております。

これらのことから、地域包括支援センターと連携し、高齢者の集う場での健康教育や個別の健康相談の機会を捉え、また、母子手帳交付や両親学級などを通して、妊婦自身とその家族へ帯状疱疹の症状やワクチンに関する情報提供を行い、個人でも可能な予防を心がけていただけるよう周知してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 帯状疱疹は国において定期接種を検討しているワクチンの一つであります。帯状疱疹の疾病負荷や期待される効果の期間、導入に最適な年齢や2種類のワクチンの比較、医療経済的評価等について検証、検討が進められているようであります。自治体としては現時点ではミスリードがないように慎重にならざるを得ないことも理解はしております。

御答弁にありました帯状疱疹は帯状疱疹としての感染はありませんが、水ぼうそうに罹患したことのない人には水ぼうそうとして感染します。現在の傾向としては、若い人にも帯状疱疹が増えているようでありますので、特に妊婦さんには注意が必要です。御答弁にありましたような御対応のほうをよろしくお願いいたします。

これまででないぴりぴり、ちくちくを体を感じた、もしかしたらのときには、発症の初期に速やかに受診し、重症化を防ぐことができますように、帯状疱疹の病状、原因、治療法、後遺症、合併症、予防、予防接種ワクチンなどの情報を機会を捉えて広く住民の方に提供、また、周知、広報していただきますよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○白川正樹議長 以上で、7番、川西米希子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

9番、三好郁雄君、質問を許可します。

○三好郁雄議員 改めまして、おはようございます。私、今回、あいあいタクシーを利用する住民のことを考えてみてはということで質問させていただきます。

初めに、申し遅れましたが、議長の発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思います。

それで、3段階にちょっと区切ったんですが、時間内に各自宅に回ることができないというのと、2番目が、定員オーバーになり乗り切れない、3番目で、病院での診療に時間がかかって、思っている便に乗ることができないということで、この三つを取り上げました。

このあいあいタクシーを、私、今回初めてではありませんが、過去にも2度ほど質問したと思うんですが、いつも同じ回答であります。よく考えてみますに、住民の思っていることを我々も真剣に考えていかないといけない時代がやがて来るのではないかと思います。今回、どうしても思い、決断をいたしました。

そこで、このあいあいタクシーを始めたのが、もう10年に余ってなりますが、このエリアというのは決まるところで、エリア以外というのは陸運局の許可を得て運行エリアを決めたわけですが、それ以外は、町外というのは乗れないということは私も理解しているつもりであります。住民からよく聞かれるんですが、どうしても琴平まで乗れないじゃろかい、そういう意見もよく聞きますが、それはエリアを決めて、陸運局の許可を得るんで、大変なことであるというんは承知しとるところであります。

今、このあいあいタクシーを利用するに当たっては、住民が利用するには登録が必要になるわけで、三、四年ぐらい前は800名ぐらいが登録しとったんですが、現在は1,597名という、5月1日現在ですが、倍増というか、所得の倍増ではありませんが、それだけの住民があいあいタクシーを利用しようという考えを持つとる人が多いわけでありまして、そういうことは真摯に受け止めて、我々も住民のことを十分考え、理解していかないかんところが多々あると思うわけでありまして、どうしても過疎化というか、独り世帯の方がたくさん増えてきとる中で、買物も行けん、生活に困るとい、足がない、車に乗ることもできない、そういうことを真剣に考えていかないかん時期がやがて来るんでないかと、そういうふうに懸念しております。

まず、1問目の、時間外に各自宅にあいあいタクシーが回ることができないということで、それと一つは、今のあいあいタクシーのバス自体がちょっと今現在は大きくなつとるわけです。それでなるべく自宅の付近まで入ることが、良心的に考えて、なるべく近くにつけようとするんで、時間がかかる点もあるわけですが、各自宅に回ることができないということで、ここで町長にお聞きいたしますが、回ることができないというんで、小さくしろというわけではないんですが、車が大きくなったら、どうしても自宅のそばまで寄れないわけなんで、そのところを町のほうとしてはどういうふうに考えとるか、ちょっとお願いしたい。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員さんのあいあいタクシーの利用する住民のことを考えてみてはとの御質問にお答えいたします。

あいあいタクシーの運行方法につきまして、利用者目線での見直しをしてはどうかとの御質問につきましては、まず、公共交通の在り方として、既にある民間の路線バスや鉄道、

タクシーなどを活用することが前提であり、各事業者では移動のニーズを賄えない部分のいわゆる「交通空白地」の解消のため、民間事業者と協力し、一部行政が主体となって交通網を形成することが望ましいと考えております。

まんのう町では、この交通空白地を解消すべく、平成21年より商工会、町内タクシー会社の協力を得て、町内全域を運行範囲とするデマンド型の乗り合いタクシー「あいあいタクシー」を運行いたしております。

あいあいタクシーの導入時の経緯として、まんのう町は県内でも3番目に面積が広く、県境の山間部にまで家屋があり、主な移動手段が自家用車であることなどから、公共交通機関を利用する方が少なく、主な利用者が高齢者などの移動が困難な方であると推測されたため、コミュニティバスのような巡回型の交通機関では費用対効果が見込めないことや、バス停までの距離などの問題により利用ができない地域等が発生するおそれがあったため、利用者が必要なときに運行するデマンド方式で、自宅玄関前から目的地まで運行するドア・ツー・ドアの交通機関が適切であるとの判断に至りました。

さらに、継続的に運行していくためには、できるだけ交通事業者や町財政への負担を軽減できるよう、各タクシー会社が保有する車両のうち、平日の日中に稼働の少ないジャンボタクシーを乗り合いタクシーとして活用することで、車両購入や新規運転手の確保などのコストを抑え、町としてもタクシー会社としてもメリットのある制度として設計されております。

(三好勝利議員退席 午前9時59分)

しかしながら、限られた車両を有効に活用し、より多くの人を運べるよう、各車両の運行区域と時間を限定しておりますが、御質問いただきましたとおり、乗り合いタクシーとして運行するため、既に入っている予約の状況によっては、定員オーバーや地理的な要因で次の便に時間的に間に合わないなどの理由により、御希望の便に御乗車いただけないケースがあります。

また、琴南地区につきましては、病院や商業施設までの距離があるため、1日の運行便数が少ないなどの課題もございます。

そのほか、病院などの帰りの時間について、直前まで予測しづらい場所での利用については、御質問の中でもいただいておりますが、利用者が予定していた便での利用ができず、次の便までお待ちいただくケースが発生していることなどから、平成30年には、町内医療機関に対して、あいあいタクシーの利用者については、帰りの便までの待ち時間軽減の御配慮をいただけるようお願いした経緯がございます。

このような課題への主な対応策としては、運行便数を増やして運行するか、定時での運行を改め、予約の都度、配車を行うフルデマンドでの運行が考えられます。

まず、増便による対応につきましては、現在の運行スケジュールは、満濃・仲南地区についてはおおむね1時間、琴南地区についてはおおむね2時間で1便の運行が完結できるように運行管理を行っておりますので、増便するためには、この運行間隔を短くするか、車両を増やす必要がございますが、運行間隔を短くした場合には、1便で回れる距

離がある程度制限されるため、今まで同時に利用できていた方が、地理的要因などによって同時に利用できず、御希望の便に乗車できない方が増えてしまうおそれがございます。

その他、車両を増やしての増便については、車両及び運転手の確保とその費用の確保が必要であり、町財政のみならず、各タクシー会社に対しても今まで以上の負担をお願いする必要があります。

次に、予約の都度配車を行うフルデマンドでの運行については、予約が入るたびに運行経路を変更する必要があり、今まで以上に繊細な予約管理が必要になるだけでなく、実際に車両を運転していただく運転手の方にも常に予約状況を確認いただき、適正な運行経路を随時判断いただくことになり、今まで以上の負担をお願いすることになります。

いずれの方法についても、当初のあいあいタクシー導入時の制度設計の考え方から大きく外れるものとなってしまったため、あいあいタクシーそのものの在り方から再検討が必要な事案であると考えております。 (三好勝利議員入室 午前10時02分)

さらに、町内には路線バスなど他の民間交通機関もありますので、あいあいタクシーの制度変更により利用者の流れが変わり、他の交通事業者への影響がないかなど、いわゆる民業圧迫とならないかや、特定の医療機関や商業施設などへの輸送が集中し、特定の事業者への過剰な利益享受にならないかなど、単なる1事業の見直しの枠を超えて考えていく必要があります。交通事業者などの各関係者や住民の皆様との合意形成が不可欠でございます。

しかしながら、現在、あいあいタクシーについては、希望した便に乗れないケースがあることや、今後、免許返納者の増加も予想されることなどから、町として対応していく必要があると考えておりますので、あいあいタクシー単体での見直しではなく、町内全体の公共交通の見直しとして今後予定しております公共交通計画の策定の過程で、福祉タクシー助成券制度等の移動支援や買物支援等の他の支援、福祉・介護分野等の施策と併せて関係者との合意形成ができる形を検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 9番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 答弁ありがとうございました。

2問目、3問目も続けて回答いただきましたんですが、この病院の診療に時間がかかってというのは、病院によったら、その便に合わせてくれる病院があるそうです。それは今のところ2か所ぐらいと私はお聞きしとるんですが、なるべくあいあいタクシーで来た場合には、うちはその便に合わせて帰らせてあげますというんで、先に診てくれるそうなんですが、これは医師会のほうで統一というのはできるものでしょうか。どんな感じでしょうか。よく分かりますか。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 三好議員さんの再質問についてお答えします。

平成30年10月5日にあいあいタクシー利用者帰宅便の時間軽減について、町内医療

機関15に通知をしております。これについて、幾分配慮していただいておりますが、再度、町のほうから改めて通知をして軽減いただくように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○白川正樹議長 9番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 今さっきの町長の答弁の中にありましたが、車を増車するというんは、それも考えないかんような言葉でありましたが、当然、人数はどんどん団塊世代に入ってきた、私も団塊世代の仲間なんです、それは10年ぐらいしたら免許返納という格好になってくるんで、当然人数はどんどん増えると思うんですが、いろいろな交通機関というんで、路線バスもあるんですが、それは今の福祉タクシー券でも全部使えるように、以前は1か月1か月区切ったわけですが、それは、私、一般質問でしたんですが、一遍に使えるように、それでなかったら、1か月したら、次の月はその券は放らないかんような、そんな無駄なことはやっぱりいかなので、どんどん増えてきた中で、本気で考えないかん時代もやがて来ると思うんですが、私は、昨日も石崎議員が福祉タクシー券のことでちょっと触れておりましたが、この福祉タクシー券も500円券2枚というんではちょっとどうかと思うんで、そここのところも考え併せないかんと思うんですが、町長、どういうお考えか答弁をお願いいたします。ちょっと枚数を増やすような考えがあるか、どういうふうに考えていくか、将来のことを踏まえてのことですが、今の2枚だけでは、その日1回で終わってしまうんで、1か月それを全部使えるようにしたから、それを全部使ってしまうということは、それはええことやけど、そしたらその後が困るというふうになるんで、行く行くは何か対策も考えないかんという、町長の決意というか、考えをちょっとお願いしたいです。企画課長でも誰でもかまんです。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 三好議員さんの再質問についてお答えいたします。

先般、石崎議員様の御質問の中にもございましたが、実際、費用を増やすということになれば町財政も圧迫するということになりますんで、今後、団塊の世代の免許返納者、もしくは福祉タクシー助成券並びにあいあいタクシーの今後の動向を見ながら検討してまいりたいと思いますんで、どうぞよろしくお願いします。

○白川正樹議長 9番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 免許返納者については、今までどおり1年間の券はくれるわけやきん、それ以外についての考えはどうかということを私は聞きよるんです。返納部分については、1年間はくれるわけやきん、それは当たり前のこと。それ以外について、今後、真剣に検討していただきたいということで私は言いよる。それだけです。どういうふうに考えるか、ちょっと答弁をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

タクシー助成券でございますが、先ほどもお話がありましたように、今後、団塊の世代

の方がかなり増えてくるということで、当然、免許証返納者の数も増えてくるように思います。そういった社会情勢の変化に応じて、また十分検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**白川正樹議長** 9番、三好郁雄君。

○**三好郁雄議員** 町長の力強い決意をお示しいただき、ありがとうございます。もう答弁は要りません。今後、真剣に考えていただきたいということで、私はこの質問を終わります。ありがとうございました。

○**白川正樹議長** 以上で、9番、三好郁雄君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

○**大西豊議員** ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、県道財田まんのう197号線の歩道整備についてです。

この県道財田まんのう197号線には、満濃南小学校の通学路に指定されている歩道の部分が前々から指摘していた一部区間の未整備及び通行止めになっている場所があります。しかし、改良工事が進んでいないように感じるが、いつ頃完了するのか報告をいただきたい。

○**白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 大西豊議員の県道財田まんのう197号線の歩道整備についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の箇所につきましては、道路管理者であります香川県中讃土木事務所に確認いたしましたところ、歩道上に落下物ありとの地元からの通報に基づき、注意喚起の看板、カラーコーンなどで措置したものであり、今後の危険除却については、現在、関係者と協議中とのこととございました。

なお、本町におきましても、歩行者の安全確保のための歩道整備につきましては、道路管理者である香川県に対し、地元要望に基づき継続的に要望してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○**白川正樹議長** 14番、大西豊君。

○**大西豊議員** この県道財田まんのう線は、町内はもとより、町内外より各種イベント、例えば国営讃岐まんのう公園のモンスターバッシュ、また、香川県営の満濃池森林公園等の開催時には、高松よりことぞん岡田駅下車、その後、歩いて目的地まで、若い人たちが参加することも増えているようです。現状を調査し、歩道の整備を進めていただきたいと思います。答弁があるようであれば、お願いします。

○**白川正樹議長** 建設土地改良課長、河田勝美君。

○**河田建設土地改良課長** ただいまの大西豊議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

当然、歩道整備につきましては歩行者の安全、こういった観点から大変重要であると本町としても考えております。御指摘の箇所につきましても、従前から県のほうには要望はいたしております。ただ、現在の回答といたしましては、県は県の道路整備計画に基づいて随時改良整備、まずは新設のほうをどうも優先して行っていることから、既設の歩道の拡幅というものは、どうしても優先順位としては後のほうにならざるを得ないというところで、現在は国道438号、それと国道になります32号、こちらの新設のほうに集中的に予算配分しております、その中で計画に基づいて今後も歩道整備を実施していくというふうに確認しております。以上です。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 町当局におきましても、関係機関と連絡を密にさせていただいておるのは分かりますが、ちょうど昭和63年のときには、全国植樹祭があったときに県道の拡幅、歩道の整備、また、最近では育樹祭におきましても整備を行われましたが、ちょうどあの部分だけが本当に狭くなっておるし、民間の家屋等の瓦等が落下したようであります。そういう意味で、地元といたしましても、地権者、また、県、町といろいろ話をしていますが、何しろ子供の通学路でございますので、今一層の努力をいただきたいと思っております。以上で終わります。

○白川正樹議長 1問目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○大西豊議員 2番目、元会計室長による横領された2,902万円の回収の進捗状況はどのようになっているのか。また、任命責任、管理者責任はどのように決着するのかお伺いいたします。

この問題につきましては、令和2年12月の定例会で町長から全職員に協力を求めるという発言があり、また、令和4年3月定例会では、全職員にアンケートを出したが、大半は否定的な意見であり、その後、各課長に協力を依頼しているという発言であった。その後、どのように進展しているのかお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、今までも答弁させていただいておりますが、民事上の損害賠償請求権が発生していること、及び、刑事裁判において、元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べております。このことから、被害額の回収につきましては、3年の刑期を終えて社会復帰した後に全額返還を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えております。

また、任命責任、管理者責任についてでございますが、令和2年7月の公金横領事件検証報告書に記述しておりますとおり、この事件の重大性、とりわけ町民に対する信頼を著しく失墜させる事態となったことから、まんのう町特別職の給与の減額に関する条例を制定し、任命責任及び監督責任を理由として、私、町長の給与を3か月間、10分の5の減

給、副町長の給与を3か月間、10分の3減給しております。

また、元職員の町への損害賠償額返済に関する職員の協力につきましては、決して職員に対して強制すべきものではありませんが、令和2年の3月末に各課長へ、あくまでも個人の自主的な判断で協力できる者を募っており、数名の者から寄附の申出がありましたので、寄附金として一般会計に入れ、財政調整基金に積み立てておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、町長が発言されたことは存じ上げております。その中で、議会に対して、当初、事件が発生したときに、再発防止策の中で、管理者責任について、我々が頂いた資料の中では、町長、副町長、総務課長の監督責任について協議中とありますが、どのように協議され、どのように決定されたのか。

○白川正樹議長 副町長、長森正志君。

○長森副町長 大西豊議員さんの質問に答えたいと思います。

まず、町長、副町長の責任につきましては、先ほど町長の答弁の中でもありましたように、令和2年6月議会において、最終日ですか、追加提案ということで減額条例、任命責任、監督責任ということで出ささせていただいております。

それと、私の、当時の総務課長の責任についてでございますが、私も事の重大性に鑑みて処分を申し出ております。6月25日に申し出て、審査に付されました。当時は副町長も減額対象になっておりましたから、本来であれば、副町長が委員長、教育長が副委員長、そして、総務課長が審査委員の1人ということになりますが、副町長と総務課長、私のほうはそこから外れております。懲戒処分委員会が当時の教育長と企画観光課長、学校教育課長の3名で審査していただいております。

結果としましては、まず、本町総務課については、まんのう町の課の設置条例第1条によって、町長の権限に属する事務を分割させるための課の一つで、もう一つ、本町会計室については、まんのう町行政規則第5条によって、会計管理者の権限に属する事務を処理させるとなっており、お互いに独立した組織と考えられ、総務課長については会計室長への監督責任がないという結論に達し、それを受けて、顧問弁護士に意見を聴取し、結果としては懲戒処分を行わないということで、私のほうへ決定通知が参っております。以上でございます。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、そういう内々で協議をしたけど、そういう内容については報告は議会にはありませんでした。また、議会に提案されましたけど、あの時点では、いろいろなことが全て調査が行われてなくて、議場において多数決によって決定され、決定事項であります。

それで私も今回、タブレットの上へ前回と同じように提示しておりますが、広島県の事例を申し上げて一般質問しました。死亡元警部補書類送検、署内で8,500万円窃盗容

疑いということで、県警幹部やOBカンパで返還へということで、同額を寄附を集めて対応しようとしておるようです。

まんのう町の場合は、町長のほうから、任意であるけど、職員、また、課長のほうへお願いをしとるということでもあります。賛同を得られることが少なかったようでもあります。それはそれとして、再度、質問させていただきます。

この案件につきましては、議会も平成30年10月23日、全員協議会におきまして、同じ職員が通帳と判をいつまでも持つのは改めてほしい。また、外郭団体の決算報告をしていただきたいということを申し出ましたが、1年から2年後でありました。もしあの時点で外郭団体の長、前副町長が本当に調査をしていれば、ほとんど横領されてなかったんですよ。事の重大さを考えていただきたいと思えますよ。

(三好勝利議員退席 午前10時26分)

一般質問を再度読ませていただきます。平成31年2月4日、副町長室において、地区住民から元会計室長の不正の訴えを示したが、町は規定に従わず、大きな判断ミスによる850万円以上の横領拡大の責任が発生しました。このことについても私は発言し、執行者は認めましたよ。850万円が増えたということについては、この議場で認めました。認めた以上は、ある程度、今、タブレットのほうにアップしておりますけど、大抵ミスであれば、香川県の場合でも同じです。兵庫県の場合でも同じです。おおむね50%は弁済しております。そこについて、町長のお考えをお願いいたします。

○白川正樹議長 副町長、長森正志君。

○長森副町長 大西議員さんの質問に答えたいと思います。

広島県警の案件、何回か記事を見せていただいております。今までも貴重な御提言もいただいております。

そうした中で、まず広島県警の件につきましては、当事者が亡くなって、その関係者が、それぞれの方がカンパして戻したということですが、本町の案件につきましては、民事で本人の債務額が確定しております。そういったことで、法的責任が発生するわけではありませんが、あくまでも職員から取る場合、任意ということでしたが、それもなかなか集まらないという状況でございますので、今後は、町長の答弁にもありましたが、本人が出所後、その返済を求めていくということでございますので、よろしく願いいたします。

(三好勝利議員入室 午前10時29分)

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 町の見解としては、民事の責任はないということですね。確認します。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの質問にお答えいたします。

改めまして、元会計室長の公金横領事件を振り返ってみますと、平成31年4月に公金横領事件が発覚し、6月の定例議会では、元会計室長による公金不正流用という事件が町民の信頼を大きく失墜させたことは極めて残念であります。このようなことは真面目に職

務に取り組んでいる職員のやる気をそぐ原因にもなりかねない。よって、まんのう町は町の責任者として襟を正すとともに、自らが主体となって綱紀粛正、公務員倫理のより一層の徹底を図り、町政に対する町民の信頼を早期に回復するための格段の努力をするようにということで、議会のほうでも議決が出されました。

また、関係者の処分、対応につきましては、この事件の重大さ、とりわけ町民に対する信頼を著しく失墜させる事態となったことから、任命責任及び監督責任を明確にするため、懲戒処分等を行い、また、同じく6月議会でまんのう町特別職の給与の減額に関する条例を制定いたしまして、議会の議決をいただきまして、町長につきましては3か月、10分の5の減給、副町長につきましては、同じく3か月、10分の3の減給といたし、合わせて金額にして約170万円の減給をしたところでございます。

また、なお令和2年には、あるまんのう町民の方から、まんのう町は今、大変な状況になっているようなので、このようなときにこそ力になり、お役に立てればと思います。有効に活用して、今後ともみんなで頑張ってくださいと、補って余りある高額の御寄附と御激励をいただきました。私たちといたしましては、この厚意を無にすることなく、善意の趣旨を十分理解、尊重し、有効活用に努めて、全職員一丸となって町民への信頼回復と町政のために誠心誠意取り組んでまいり決意をいたしましたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 寄附金については、我々、全員協議会のときに、ある議員が質問したときには、それは充当できないという説明でありました。恐らくほとんどの方が知つると思います。

それで、これまでの町長の答弁のとおりになります。町長の答弁では、本人には公金について着服など不正なことはしていない。町政を預かる者として職員を信頼すべきであると判断した結果、対応の遅れを生じ、じくじたる思いということは、町の規定では、職務においては職員を信用してもええけど、住民が具体的な事例を持って、書類を持って説明に来ているんですよ。町長もこれ認めとるじゃないですか、公務員を信用したからこういう拡大をしたということ。その原因があったから、規定どおり、規定は改定されたけど、その前からちゃんとあるじゃないですか。議会にもなぜ報告しなかったんですか、2月4日のことを。住民が言ってきたとき。また、3月6日の教民委員会についても報告してないです。今までの一般質問の答弁では、申し訳ない、申し訳ないばかりですよ。

それと、もう一つ大事なことは、令和3年度のときの町の施政方針では、今後、合併特例債が減ってくるので、未収金を計画的に回収していくということを住民に対してはきつく言って、また、昨日とそれまでも同じですけど、議員より、毎月5万円で40年もかかることを本当に回収できるんですか。もしできなかった場合、誰が責任を取るんですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 現在、損害賠償の一部しか返還されておりませんが、元会計室長は公判

で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べております。

また、令和2年6月4日には本人と面談し、全額返済の意思を確認しておりますので、町としては、引き続き、請求行為を継続してまいります。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 町長はこれまでの答弁で、先ほど言いましたように、住民の声を尊重せんと、公務員たる職員を信用したため、こういうことに至って、850万円の横領拡大につながったということを議会で認めておるじゃないですか、850万円の増加いうことを。そういう中で、最初、裏切られて、住民に対してはきつく未収金を集めていく。元職員に対してはそれを信用する。もし弁済されなかった場合はどうするんですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えします。

もしとか、このようなことがあったらという質問には答えられません。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 過去の町長の答弁の中で、住民よりか元職員を信用したからこういう問題になったんですよ。先ほども言いましたように、町長、ちゃんと発言しとるじゃないですか。

(合田正夫議員退席 午前10時38分)

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。(合田正夫議員入室 午前10時40分)

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

2月にはある琴南地区の自治会の方から、いろいろこういうことが行われておるといようなことが、ある自治会の1人から話がありました。その方はその自治会の一会員であり、例えば会計者とか会長とか責任者とかいう方ではありませんでした。そういうことで、本人に意向を聞きますと、そういうことは決してないということでありましたので、それを信用して、そのまま行ったところでありました。

いろいろ地元の方にも聞いたんですけど、ある程度、そういうことについては地元で話を今しておるところだということだったので、そのままにしておったわけでございます。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 最後に質問させていただきます。

私はこの案件については、町民に対して申し訳ないと思います。この議場全体で人件費が約5億円でまんのう町の運営を行っている。執行者、管理者が約4億円の人件費、議会の人件費が約1億円、町政運営を行っている以上、早期に不良債権の回収を行う義務がある。過去においても、本人が毎月5万円ずつ支払う約束をしている。1年で60万円、40年以上かかるということでもあります。町民に対して、通常、企業であれば、役職員が、それは何であろうと弁済しますよ。責任があるとかないとか、これまでの流れを見ても、やはり住民に耳を傾けた町政運営、公務員やったから信用しとったとか、それは理由にならんとおもいますよ。そういう意味で、5億円の人件費、みんなが管理運営しているんです

よ。確実に弁済されるのであれば、それでも過去の事例は大抵親族が弁済しました。今回の場合は、非常に厳しいいうことを議員各位も執行者も知っておると思います。そういう中で、まんのう町の町税が20億円ちょっとぐらいの中で、約5億円の人件費を使つての町政運営であります。やはり管理職であり、また、チェック機能である議会も黙つておるわけには私はいけないと思います。町民に対して未収金を計画的に回収していくという強い言葉も令和3年度の施政方針でうたっております。私はこれ以上もう言いたくありません。広島のように自主的に弁済、また、それ以外についても、香川県においても、高松市の場合、故意じゃなくても、間違つたことについては、半額弁済しております。例えばそれ以外にも兵庫県、高知県についても半額は職員であっても弁済しております。ここで、議場でおる、5億円をもらつている、報酬をもらつている以上、町民に対してもっと前向きな姿勢を見せるべきだと思います。

私の一般質問はこれで終わります。

○白川正樹議長 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

4番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

○常包恵議員 失礼いたします。4番、常包であります。私も改めてこの議場に立つことができました。初心を忘れることなく、議会活動を進めてまいりたいと思いますので、執行部の皆様にはどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に基づきまして、6月議会の一般質問をさせていただきます。

今回、大きく二つであります。一つはまんのう町に多くの方に来ていただく、来町者を呼び込む。そして、二つ目は町長の4年間の重点施策、この2点についてお伺ひいたしたいと思います。

そして、1番目の質問は、まんのう町に来てくれる方を増やす、来てくれた方にプラスのイメージを持って帰っていただき、二度、三度、まんのう町に来ていただく。また、来ることはできないかもしれないけど、町外からまんのう町を応援していただく人を増やしていく。そのために何ができるか、どんなことが企画できるのか、そのことをお尋ねします。

その中の一つ目として、観光客、来町者への案内看板についてお伺ひいたします。

まんのう町にお越しいただいた方々への対応であります。町外から来られた方のために、まんのう町の観光スポット、周辺の見どころ、ルートなどを書いた大きな看板が主要なところに立てられております。

タブレットの一般質問、令和4年度、常包の案内看板のところをお開きいただけたらと思います。

琴南地区ではエピアみかど、そして、淵野地区の国道438号線、そして、土器どき広場向かい側の国道438号、仲南地区では塩入温泉、それから支所の南側の3差路、満濃地区ではほたる見公園などに大きな案内看板が設置されておりますが、その中には傷みが激しく、何を書いているのか分からないようなものもあります。それぞれ設置されたときには、訪れた方のために、国や県などの補助金を活用して、工夫して作られたと思います。しかし、設置したときから担当者も当然変わっております。補助事業もなくなります。維持管理には補助金が出ませんなどなど、いろいろな理由の中で管理が不十分になっているのではないかと思います。

このようなことは看板だけではないかも知れませんが、合併前に設置されたのでしょうか、内容が古いものも見受けられます。私の知らないところにまだあるのかもかもしれませんが、町内にどこにどのくらいあるのでしょうか。現在、そしてその看板の管理はどこがされているのかお答えをお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

まず、観光客、来町者への案内看板についてお答えいたします。

案内看板につきましては、平成18年3月20日の市町村合併以後に、旧町の町名になっていたものを平仮名のまんのう町に変更をしております。町の案内看板は農林関係のグリーンツーリズム事業で設置しているものや企画・観光関係、また、文化財関係など所管課が設置管理を行っており、観光拠点施設等を含め、町内に数十か所程度設置されていると思います。

設置以降、内容等の変更もできていない状況となっておりますので、看板自体の老朽度合いや表示内容を現地で確認し、老朽化が著しいものについては更新をしたり、表示内容、また、設置場所についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。そしたら、一応作ったときの設置課、引き継いでおる課、農林課とか地域振興課とか、そういうところが管理しているというふうに、現時点ではそうなるとというふうに理解したらよろしいですか。

道の駅など、多くの方が来ていただいて立ち寄りところというのは、町の顔に当たるというふうに私は思います。そこが傷んでおる。今、タブレットを見ていただけたと思うんですが、町民の方もそれぞれ見たら、行ったときに覚えておられると思うんですね。ほとんど真っ白で見えないような看板もあるわけです。そういうのを見ると、この町どないしたんかなと、そういうようなマイナスのイメージになるのではないかと私は思うんです。ですから、看板に対しては、単なる看板でなくて、町の顔というふうに位置づけて、統一

したロゴであったり、マークであったり、また、キャラクターを入れたり、色もある程度統一する、そのようなことで町のイメージがアップするのではないかというふうに私は思うんですが。

そして、これから外国の方、今、コロナで少ないですけど、外国の方を意識した多言語での表示というのも必要かと私は思っています。

今後、町として案内看板を設置する際に、表示の内容、表示の方法の基本方針をつくるべきかと私は思います。

そして、今、ばらばらというふうにお聞きしましたが、管理の在り方について、1か所に集中するのか、そして、各課に任せるのかどうか。仮に各課に任せたとしても、一つの部署がその内容については確認すべきと私は思います。町の考え方をお示してください。

そして、今年の夏、8月には全国高校総体が四国で行われ、まんのう町では琴南地区で登山が予定されております。全国から大勢の選手や引率の方がまんのう町に訪れるとお聞きしますし、傷んだ看板の早急な対応が必要かと思いますが、お考えをお示してください。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 常包議員の再質問にお答えいたします。

町内に、先ほど町長のほうが言いましたように、各課いろいろな課が所管課で管理しているものがあります。そういった中で、庁内の中で農林課であったり、企画であったり、また、生涯学習課であったり、そんなところと協議しながら、統一的なものであったり、そういったところを協議してまいりたいと思いますので、御理解をよろしく願います。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 統一的なガイドラインを本町だけでつくる、それも必要かと思えますから、また、島根県なんかは島根観光案内看板のガイドラインを県がつくっています。香川県は小さな県ですから、うどん県というふうに売り出しているぐらいですから、香川県である程度まとめていただくことも必要かとは思います。また、国土交通省にも同様の指針も出ておるようでありますから、ぜひ早急に研究いただくと同時に、高校総体への対応が答弁が漏れているんですけど、どのようにお考えですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。農林課からお答えさせていただきます。

高校総体が実施される場所につきましては、グリーンツーリズムでの案内看板かと思えます。統一的な看板は間に合わないと思いますので、とりあえず、今、老朽化している部分については、早急に対応してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 高校総体は8月ですから、早急に琴南地区の部分については、438号線は対応いただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

次に、情報発信についてお伺いいたします。

まんのう町にお越しいただくためには、まんのう町をまずは知っていただかなければなりません。興味を持っていただければなりません。まんのう町の情報を全国に発信する有効な方法としてホームページがあります。しかし、今、町のホームページのトップ画面を見ていただきますと、その中で観光・イベントというのがあるんですね、町政とか。その中を開いてみますと、ヒマワリとか菜の花とか四、五項目あるだけなんです。これでまんのう町へ興味を持つ、行ってみようか、立ち寄ってみようかというふうに心が動くかどうか。

今年の施政方針の中で、4月から11月にかけて開催される瀬戸内国際芸術祭2022に全国各地から大勢の観光客が来県されるため、まんのう町の魅力発進に努めてまいります、このように町長がおっしゃっております。

昨日、同僚議員の答弁では、情報化への対応の中で人材育成を進めていく、民間のお力も借りて進めていく、このような答弁がありました。このような方針、また、議会の答弁を受けて、現状、どのように考えておられるのか。そして、どのような取組が予定されているのかお示しをお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

ホームページでの観光・イベント情報につきましては、各課においてイベントの情報発信を行っていますが、この2年間は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大半のイベントが中止されています。本年4月からは徐々にイベントも各地で開催されるようになってまいりましたので、情報発信を行ってまいりたいと考えております。

まず最初に、ヒマワリの開花時期が7月中旬頃になる予定でございますので、開花状況を定期的に更新し、観覧時期が分かるよう行ってまいります。ひまわりまつりなどイベント情報につきましても、随時、情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 見て興味が湧くように、ぜひ改修をお願いいたします。

それと、まんのう町から発信する、それ以外に私は町外からもまんのう町の魅力を発信していただく。そして、そのためには町外で活躍されている各界、各層の町の出身者、また、関係者の情報を町としてつかんでおられるのかどうか、そういうリストがあるのかどうか。そういう方から町のことを発信していただく。いろいろな立場、ポジションからまんのう町をPRしていただく。そして、先ほどひまわりまつりの話もありましたが、ひまわりオイルとか特産品などのPRも応援していただく。町外出身者の方に力をお借りするというのはいかがなんでしょうか。その辺の考えについてよろしく願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

町外で活躍しているまんのう町の出身者や関係者に町のPRをしていただくことはでき

ないのかの御質問については、現在、童謡・唱歌から芸術歌唱曲まで幅広く日本歌曲を専門として日本全国で活動されておりますまんのう町の出身者である大西貴浩さんに観光大使を行っていただいております、まんのう町のPRをしていただいておりますが、ほかにも活躍している方々がおられますので、今後、いろいろ研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 町からの発信だけでは力は限られていますから、多くの方のお力を借りる。そのために、そういう町外、県外で活躍、活動されている方の情報を集約することが大事なかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

続いて、来町者を呼び込む三つ目として、満濃池の課題をお尋ねいたします。

まんのう町の貴重な自然遺産、文化遺産であるとともに、重要な観光資源であるというふうに御答弁がありました。

3月議会で、令和4年度の施政方針の中で、観光関係では満濃池が名勝に指定され、満濃池の魅力や価値をあらゆる場所から展望できるよう満濃池周遊道を整備し、国営讃岐まんのう公園や香川県満濃池森林公園と連携を図り、4月に供用開始を進めてまいりますと示されました。

また、昨年3月議会では、満濃池は町名の由来ともなった地域を代表する風致景観であります。満濃池の価値を確実に保存し、次世代に伝えていくための保存管理の徹底と、名勝満濃池の魅力を生かした活用方法の指針となる保存活用計画を策定する、このような答弁がありました。

そして、同時に文化財保護法の目的を、文化財の価値を損なうことなく後世に承継する保存と、より多くの人に鑑賞、体験してもらうことなどを通じて、地域や社会の核としての役割を果たす活用の双方を進めることが求められている、このようなお話がありました。

令和2年度から2年間かけて策定してきました満濃池保存活用計画の内容はどのようになっているのかお答えをお願いします。

その中で、活用計画はどのようなものが出されておるのか、併せてお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、満濃池保存活用計画の策定の状況及び満濃池の活用方針についての御質問にお答えいたします。

保存活用計画とは、文化財の本質的価値や構成要素を明確にし、それらを適切に保存管理していくことを目的に、方針や現状変更等の取扱い基準を定め、今後の整備や活用の指針とするものでございます。

まんのう町は名勝満濃池の管理団体として、有識者、関係者からなる国指定名勝満濃池保存活用計画策定委員会を設置し、香川大学名誉教授の増田拓郎委員長の下、令和2年度、3年度の2か年で策定する予定でございましたが、計画の検討及び文化庁などの関係機関

との協議に不測の日数を要し、また、コロナ禍による影響もあり、当初の計画から1年延長し、令和4年度中に策定を行う予定で検討を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○**白川正樹議長** 4番、常包恵君。

○**常包恵議員** どのような議論がされているのか、活用計画の議論についてお示しをお願いします。

○**白川正樹議長** 生涯学習課長、亀井真治君。

○**亀井生涯学習課長** ただいま、常包議員さんの再質問についてお答えします。

当初、満濃池名称保存計画策定委員会が令和2年8月に発足しました。当初、7回の検討委員会を開いた上で策定完了という計画で進めておりました。令和2年度が2回開催しております。それから、令和3年度は3回開催しております。令和3年度については5回開催予定でしたが、2回ほどコロナの影響で開催が中止になっております。よって、令和4年度でこの6月に第6回目の開催予定です。それから、9月下旬に第7回目の策定委員会の計画予定で、今、進めております。この9月の下旬によって計画策定を完了する計画で、今、令和4年度中には皆さんのほうへお示しできるような計画で進めております。

当初、第1章から第7章までの計画でしたが、第8章、活用ということで、今回、新たに追加という形で進めております。以上です。

○**白川正樹議長** 4番、常包恵君。

○**常包恵議員** もう少し議論の中身をお示しできる分があればというふうに思ったんですが、保存というのが重点になって、活用するという部分が私はちょっと少ないんじゃないかというふうにずっと言ってきたわけですが、その辺、今から令和4年度でつくるといふことですので、どのように活用していくか、来て魅力を感じてもらえるようなものにならないと、それはちょっとまんのう町としてもったいないんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

満濃池の中で周遊道の活用につきましては、文化財の探求や自然体験など、文化財保護協会やボランティア団体などと連携を図り、イベントの開催、また、健康ウォーキングなどについても考えてまいりたい。休憩所やトイレの整備、レンタサイクルの整備などにつきましても、周遊道の大半が名勝満濃池の指定範囲になっていることから、名勝満濃池保存活用計画において方針を示し、満濃池土地改良区をはじめ、関係団体が協議をし、進めてまいりたい、これが昨年3月の答弁であります。

先ほど、活用のことを言いましたが、町民の方も、また、我々議会も、周遊道の完成に大きな期待をいたしておりました。私も5月24日、周遊道路を1周歩いてみました。同僚議員も、昨日、質問でそのような話がありましたが、先ほどのタブレットの中で、一般質問、常包のところ、満濃池周遊道を開いてください。私の撮った写真を5枚ほど載せております。

結構早足で歩いたんで、2時間半かかりました。天気がよかったです。正直、ちよっ

と疲れました。途中で水分補給をと思い、リュックを下ろそうとしたんですけど、昨日もお話がありましたが、ベンチがないんです。五毛の集会所からずっと後ベンチがないんです。ベンチが欲しかったです。昨日の質問で、簡易なベンチの設置を検討するとの答弁がありましたので、ぜひ早急をお願いしたいと思います。

そして、トイレの問題も出されましたが、トイレ、身障者用ということで、洋式化ということとダブるんだろうと思いますけど、洋式化は欠かせないというふうに私は思います。五毛の集会所のトイレ、水洗ではあるんですけど、写真に載せていますが、和式なんです。改めてトイレの洋式化をお願いしたいと思います。五毛集会所の洋式化はできないんでしょうか、お答えをお願いします。

また、草刈りなど周遊道の維持管理を今後どのようにされていくのか。先ほどの案内看板の話ではありませんが、施設の維持管理というのが一番難しい問題だと思います。県の森林公園は指定管理者として造園企業の団体が管理を受けているというふうに書かれておりましたが、今後、満濃池周遊道の維持管理についてお示しをお願いします。よろしくお願ひします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。 (三好勝利議員退席 午前11時25分)

○栗田町長 常包議員さんの満濃池周遊道につきましての御質問にお答えいたします。

満濃池周遊道につきましては、一周が約10キロと長い距離になっており、常包議員さんおっしゃるとおり、満濃池の南側の遊歩道に休憩するところが欲しいとの声を聞いておりますので、簡易なベンチを設置するよう、なお検討してまいります。

また、草刈り等の維持管理については、現地を確認しながら対応を行ってまいりたいと思います。

トイレにつきましては、洋式トイレに更新が可能なところから計画的に行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ですから、五毛の集会所はできるのか、できないのか。新たに造るのは、結構そのほうが難しいと思うんです。トイレを新たに造るほうが。今ある既存のトイレをやり替えるほうが、私は話がしやすいんでないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 常包議員の再質問にお答えいたします。

五毛集会所のトイレでございますが、こちらの所有は五毛自治会の所有となっております。トイレを改修する場合には、五毛自治会の了解が必要となってまいりますので、そういったところも五毛自治会のほうと協議しながら、ちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 前向きに検討する、造る方向なのか、今、五毛集会所、どういうふう

に理解したらいいのか。洋式トイレがかりん亭の横の外にありますね。それから県の森林公園のところにもありますけれど、その間、ないんですよ。ほとんど周遊道の中に洋式トイレはないというふうに考えたらいいんかなと思うんですよ。昨日の質問にもありましたが、ですから五毛集会所はできないんですかと、新たに答弁をお願いします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 常包議員の再質問にお答えいたします。

先般もお話ししたように、満濃池一周に6か所ほどのトイレがございます。その中で洋式トイレに可能なところから、まず優先的に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 そしたら、まず第一候補としてやっていただくということを期待いたしておきますので、完成しとるわけですから、来客する人が来るわけですから、早急な対応をこれもお願い申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、先ほどのタブレットのかりん亭旧物産館を開いていただけたらと思います。

その中にかりん亭旧物産館、去年の3月議会で私も質問させていただきましたが、昨年春から夏にかけて、コロナ感染防止対策を進めながら、公民館のクラブ活動や個人の趣味の発表の場として利用していただきました。1か月交代の企画であったため、当番の人を確保できなかつたり、コロナの感染再拡大により、十分な継続した利用というふうにはなりませんでした。
(三好勝利議員入室 午前11時29分)

しかし、クモの巣が張ったような空き家が隣にあるような状態から、旧物産館を含めてかりん亭が生き生き元気になったのではないかなと思うんです。うどんを食べに来た人、展示を見に来た人が相乗効果となったのではないかな。お店全体に活力が出てきたのではないかなというふうに思うんです。お店の中に空き家があるというのは、非常に衛生上もよくないというふうに私は思っています。

その際に、ちょっと担当課の援助というか、それがちょっと少なかったというふうに私は関わりの中で思っています。

今後、有効活用に向けて、役場として、経営者として後押しをできるのかどうかをよろしく願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 かりん亭の旧物産館につきましては、満濃池の眺望がよいところにあり、現在、満濃池に訪れた方がゆっくりくつろげる場所として利用いたしております。私も常包さんの案内がありまして、先般、イベント等にも参加させていただきました。有効活用されておるのではないかなというふうに思いました。

今後は満濃池の保存活用計画の中で、方針に沿って十分に検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ活用計画ができるまで、また1年かかるわけですから、それを基にということになると、ぜひ今からすぐ活用できるように、かりん亭の人にお任せするんじゃなくて、町として、非常に写真を見てもらったら分かるんですけど、きれいなんですよ、中から満濃池を見ると。それは公民館の陶芸であったり、手芸の人の写真が載っていますけれど、ぜひ活用できるようにしていただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

1 番目の質問の四つ目として、高校総体について若干お伺いいたします。

先ほども看板のところでお話をしましたが、今年の夏、高校総体が県内5市2町、9競技、10種目というのが県の広報6月号に載っておりました。8月5日から9日、まんのう町で登山が開催されるようであります。

昨日の新聞で、香川県の代表校が丸亀高校に男女とも決まったということがありました。学生時代、ワンダーフォーゲル部というのが私も高校時代あったんですけど、友達が入っていたんですけど、なかなか登山という種目、競技について理解をしている方、知っておられる方は少ないんじゃないかなと思います。大会の概要と、町内での周知方法についてお示してください。

山の中を歩く種目なので、選手を直接応援するという事は難しいのかもしれませんが、選手や関係者のおもてなしをどのようにされるのか、お示してください。

まんのう町にお越しいただいた選手や関係者の方が、まんのう町に対してプラスのイメージを持っていただき、そして、全国大会ですから、そこでまんのう町に来たんだという方が、改めて大きくなって、まんのう町に来ていただけるような、そういう仕掛けを意識をして取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、山の中ではありますが、登山のコースの環境整備は十分なんでしょうか。山間部ですから、周辺にごみの不法投棄等がありはしないのか、その辺の対策についても心配されるのですが、お気づきの点があったらお示してください。以上です。よろしくをお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問、高校総体についての御質問にお答えいたします。

大会概要と地元町民への周知、町民の参加や選手への応援について御説明させていただきます。

まず、香川県高校総体登山大会が6月5日から6日間、全国総体の予選を兼ねて行われたところでございます。そして、いよいよ全国高校総体登山大会は8月5日から9日の間、行われることになっております。

令和4年度全国高校総体は7月26日から8月15日にかけて、四国4県及び和歌山県で30の競技が行われます。まんのう町では8月5日から9日まで登山競技が行われます。開閉会式はスポーツセンターまんのうで、登山行動は琴南地区にある笠形山、竜王山、大川山を主な会場として行われ、選手、監督、役員を含め500名弱が来町されます。県内の選手、監督では20名ほどでございます。

現在、どの学校が全国総体に出場するかは確定いたしておりません。地元香川県では丸亀高校が確定したというような報道も出ておりました。

地元の方への周知といたしましては、昨年度と今年度の琴南地区連合自治会長会で御説明をしたほか、大会ポスターの掲示など行ったほかは、県のほうで県広報誌への掲載やカウントダウンボードの設置等がされておるところでございます。

町民の参加や選手への応援は、地元の方が下山した選手への拍手等が期待されておるところでございます。その他は競技特性上、競技中は選手への接触は禁止されているほか、救急救命活動は自衛隊との協定を結んでおりますので、よろしく願いしたらいと思ひます。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ポスターはどこにあるのか、私、ちょっとよく分からなかったんですけど、ポスターも貼られているんですかね。

そして、登山ですから、選手はキャンプなんですかね。それとも、どこかへ宿泊なんですかね。四、五百人来るわけでしょ。そしたら、近くであったら琴平とかの旅館に泊まる、もしキャンプでないのであれば、旅館に泊まる。旅館の宿泊場所との連携したPR活動というのはどのように進められるのか。昨日、同僚議員の一般質問にありましたが、琴平町との観光連携協定というのが結ばれた。それも活用したらどうかなと思ひんですが、改めて町としてのPR、何か計画があればお示しください。

○白川正樹議長 生涯学習課長、亀井真治君。

○亀井生涯学習課長 常包議員さんの再質問にお答えします。

まず、宿泊施設ですけど、琴平町にあるホテルのほうを事前に予約しております。今現在、予約申込みが6月30日までになっております。全国予選なんで、それが決まらないといけないということで、一応、6月30日までには申込みになって、うちのほうが一括で各学校のほうへお知らせする予定にしております。

それから、あとポスター等の掲示については、先般、道の駅とか各公民館、特に琴南には掲示させていただきました。それから、県のほうではホームページ等で、今、お知らせしとるような段階でございます。今から、順次、大詰めになってきますんで、計画的には、今、そこまで一生懸命頑張っておりますんで、よろしく願いしたいと思ひます。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。生涯学習課が中心になっているんだろうと思ひますけど、地域振興課を含めて町を売り込むというところ、相手は高校生でありますから、なかなかようけ買ってくれという話にはならんかもわかりませんが、まんのう町にプラスのイメージを持って帰っていただくということを心がけて、おもてなし等をしていただけたらと思ひます。よろしく願いします。

一つ目、終わりたいと思ひます。よろしく願いします。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

ここで、休憩を取ります。1時まで休憩です。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時00分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

4番、常包恵君、続いて2番目の質問を許可します。

○常包恵議員 午前中に引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問、町長の今後4年間の重要課題についてお尋ねいたします。

その中の一つ目で、防災・福祉の総合拠点を整備する。まんのう町の広報6月号の最初のページに、町長4期を振り返って、そして、5期目への決意が掲載されております。5期目の重点課題4項目の一つ、防災・福祉の総合拠点となる町総合センターを建設したいと、そのような項目がありました。

近い将来、起きる可能性が高い大地震、頻発する集中豪雨などが起きた際に、災害応急活動の拠点、司令塔となる防災センターを整備するとありますが、具体的にどのような機能でどのような施設が必要なのでしょうか。それは新しく建物を建てなければ解決しないのでしょうか。今の本庁舎では対応ができないものなのでしょうか、お尋ねします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

防災・福祉の総合拠点の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、防災センター機能は現在の本庁舎では何が不十分かについてでございますが、現在、災害対策の拠点には本庁舎3階大会議室において災害対策本部を設置し、その他の会議室も活用する形で対応を想定しております。

しかし、過去の訓練などからも、会議室もそれぞれ独立しており、通常業務も実施しながら、多くの職員や関係機関が参集、参加して情報収集や対応を図り、調整会議や本部会議などを開催しながら本部運営を行うにはスペースが不足しており、仮眠や休息するスペースもございません。そして、情報収集機器や通信手段も2階の総務課に集中しているため、災害対策本部とは分断されている状況でございます。

また、本庁舎北側にある現在の防災センターは、平成10年の庁舎建設時に防災に関する啓発と備蓄倉庫としての機能を目的として建設されたものですが、その後の様々な状況の変化により備蓄物資も多様となり、保管においても十分な機能を有するには至らない状況でございます。

これらのことから、いつ起きるか分からない南海トラフ大地震や頻発する豪雨災害に対応するためには、災害対策の司令塔として機能を発揮する拠点施設が必要であると考えております。災害対策本部運営を行いながら、備蓄資材の保管、災害応援物資の受入れ、配送の拠点、それ以外にも平時における様々な機能も視野に入れ、まんのう町の災害対策の中心となり、また、複合的、多目的に機能する防災センターについて検討してまいりたいと考えております。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 確かに防災拠点というのは必要かと存じます。ただ、その施設、こんなものがあつたらいいなというんじゃないで、なくてはならないものでないと、いつ起きるか分からないのではありますが、それは平時使われないわけでありますから、その辺を十分に慎重に慎重を重ねていただいて、本当に必要なものかどうかを吟味いただきたいし、それは当然議会、町民の皆様事前に構想の段階でお示しいただく。決まった段階では後戻りできませんので、その辺、十分にお願ひしたいと思います。

私自身、まだ、今、それが必要なかどうか。言葉上、防災といえ、なかなかそれは駄目だとは言いきいんですけれど、本当に必要なものかどうかというのを十分吟味いただきたいというふうに、先ほどの話じゃないけど、建てれば維持管理費用が当然必要になってくるわけでありますから、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、一緒に書かれておりました、福祉と統合するというようなイメージのことを書かれておりましたが、多くの保健師が勤務する長尾地区にある旧かりん温泉跡地の健康増進課をひっつけてくると、その機能を持つてくるというイメージに受け取ったわけですけど、そして、本庁の住民課や福祉保健課と一体、近くの場所で福祉機関をワンストップで町民の方がサービスを受ける、窓口の一本化、ワンストップというようなことをイメージに取ったわけですが、その視点でよろしいのかどうか。

そして、そうするならば、仲南支所内に機能を移転いたしました教育委員会、分庁しとるわけですね、教育委員会は分庁してる。同僚議員から子育てのワンストップサービスということも質問が出されておりました。要望が出されておりました。そういう観点からすると、教育委員会の再移動ということも検討が必要になってくるのかどうか、併せてお答えをお願ひします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

福祉関係ワンストップサービスなら、子育てワンストップを目指し、教育委員会も本庁周辺に再移動を検討すべきではないかについての御質問にお答えいたします。

妊婦から子供の健康に関する施策は健康増進課、保育から児童の教育に関する施策は学校教育課、児童福祉に関する施策は福祉保険課と、現在、三つの課に分かれており、場所も離れていることから、不便な面が多々あることは承知いたしております。

また、福祉保険課においては、一つの課で国民健康保険、後期高齢者医療保険、年金、児童福祉から児童虐待の対応、障害者福祉、生活困窮、権利擁護、介護保険、高齢者福祉から高齢者虐待の対応、地域包括支援センターと、業務や予算が多岐にわたることから、現在、機構改革を視野に入れ、課の再編成を検討しているところでございます。

本町の福祉保険課と健康増進課の業務については、業務の趣旨が重複するところも多く、二つの課が常に連携しながら業務を円滑に進めることが重要でございます。

しかしながら、現在、二つの課は場所が離れており、健康増進課については本庁舎外に

位置するため、住民の利便性を損ねているとともに、窓口業務や住民相談等における職員間の連携に支障が生じたり、児童虐待等の緊急対応にも遅れが生じるおそれがございます。

現在、健康増進課内に子育て世代包括支援センターを設置しており、今年度中には児童虐待対応を主とした子ども家庭総合支援拠点を福祉保険課内に設置する予定で進めてまいりました。

しかしながら、本年4月14日に衆議院本会議で児童福祉法等改正案が審議入りをし、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持したまま組織を見直し、児童福祉と母子保健の支援を一体的に行うこども家庭センターに再編するよう、自治体に設置の努力義務が課されるとのことでございます。昨年から児童福祉の情勢も変わってきております。

福祉関係ワンストップ、子育てワンストップを目指すに当たり、まずは今の限られた本庁舎スペースでできること、福祉保険課等を再編、そして、健康増進課の職員を本庁舎内に集約させることで住民の利便と業務連携の向上を図り、その上で教育委員会の再移動を視野に入れながら、本庁舎周辺にワンストップを目指した福祉センター建設の検討に入りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 分庁舎方式というのは事務効率上、また、住民サービスの観点からも非常にマイナスの部分があると私も思います。ですから、ワンストップ、統合、本庁舎周辺に多く課が集まるといいんだらうと思います。支所とは別でありますから、分庁舎というのは。そういう意味でいいとは思いますが、今の健康増進課の母子・児童の統合、国におけるこども家庭庁との連動だらうと思うんですけど、近い将来というふうに検討しているというふうに、今、受け止めたんですけど、そういうことでよろしいんでしょうか。

○白川正樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 常包議員さんの質問にお答えさせていただきます。

昨年度までは児童虐待のほうを主として福祉保健課内に拠点というところを構えるという運びで健康増進課のほうから1名、保健師のほう、それから、介護のほうにおりました社会福祉士のほうを1名、福祉系のほうに置いて、拠点をつくるということで進めておりました。

以前からそういう家庭庁において、そういう家庭室みたいな話は出ておったんですけども、私のほうも二、三年後、3年ぐらいはかかるのではないかなと思いつたところ、この4月の衆議院の本会議のほうで審議入りして、いよいよ、今、健康増進課にある子育て支援室、包括支援室と、今、福祉保健課に設置しようという要対協を主とした子ども総合拠点、これを合わせた形で子ども家庭室というのを努力義務のほうでつくりなさいよということを受けましたので、それを含めた形で子ども家庭室というのは今年度中に設置せなにかんので、それは設置するんですけども、令和5年度以降には、そういう家庭室とい

うところを視野に入れて、できれば総合的にそういうところが見れる室を目指しておるところでございます。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。十分に機能的に動くように検討いただきたいというふうに、明らかになった時点で、早く提案いただきたいというふうに思います。

それで、二つ目、その中で農改センターの問題も、この広報には載っておりませんが、施政方針の中で出されておりました。農改センターも利用して、公民館活動を行っている四条公民館を増築し、機能の充実を図るとというのが今年の施政方針ですね。昨年の秋に農改センターは大規模修繕から解体という方向が提案されました。しかし、まだ私どものほうには農改センター取壊し後の土地の利用形態、そして、四条公民館が建設される、今の駐車場的なところの土地の利用形態、それぞれ所管はばらばらだろうとは思いますが、利用する町民の側からすれば、一体の利用だろうと思うんですね。その辺の現在の状況、基本的な考え方をお示しいただきたいなど。

今年度の予算の中には四条公民館の実施設計の検討がされ、予算もついておりますし、さきの所管事務の中では、検討委員会も地域で行われたということが委員会の中で報告をされておりましたから、基本的な利用部分をお示しいただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

農改センターについては貸館部分も多いというふうに思いますので、四条地区以外の方も利用されているのではないかとというふうに思いますが、その辺の対象者の方にもきちんとお知らせすることが大切のかなと思いますので、よろしく願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

取り壊して四条公民館を増築する基本設計を住民に公表してはの御質問ですが、満濃農村環境改善センターの取壊しについては、今後、満濃地区連合自治会長に取壊し及び利活用の意見等をお伺いし、それらを加味した上で、令和6年度の解体工事の実施設計書等を作成し、同年度内に農改センターの解体工事を含めて行う予定と考えております。

また、跡地につきましては、四条公民館及び四条小学校の駐車場として利活用ができるよう検討してまいります。

また、四条公民館を増築する基本設計を住民に公表すべきであります。現在、四条公民館建設検討委員会委員16名において基本計画図を決定し、先般、四条公民館増築工事実施設計業務委託入札により鉄川建築設計事務所が落札いたしました。今後約10か月で実施設計計画策定をし、地元検討委員会において協議、計画、検討をしていき、令和5年3月には完了予定であります。なお、農村環境改善センター施設とは別として検討してまいります。

建設検討委員会には、四條地区連合自治会長をはじめ、四條老人会会長、四條地区婦人会会長、教育委員、社会教育委員、社会福祉協議会四条支部長、消防団代表者、小学校長、

P T A会長、学識経験者で組織いたしております。

建築工事につきましては、令和5年度において実施する予定で進めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 今現在の満濃の農改センターを壊すわけではありますが、全てが四条公民館に移って大丈夫なのか。農改センターの利用者は、ほかの地区の方はおいでなのか。その方が利用しにくくなることはないのか。その辺のことをお答えいただきたいんですが。

それと、先ほど言いました別々というんじゃなくて、利用者としては、町民としては、一体というふうに思います、できた後は。壊して、公民館ができれば、それは一体のものというのでないと、ですから、全体像をお示しいただかないと、私はちょっと分かりづらいんじゃないかなと。公民館の建設については、四条の公民館であれば四条公民館でお話しする、それは当然のことではありますが、農改センターを壊してそちらへ機能移転するというのであれば、全体のスペース、土地利用も含めて、全体をお示しいただかないと困るんです。そこを駐車場にするというのであれば、あそこを渡るということですね。横断歩道は交差点、ちょっと100メートルぐらい北へ行かなければいけない。その往来についても、どういう安全対策ができるのかという問題もありますし、その辺の全体像をお示しいただきたいということなんです。

○白川正樹議長 生涯学習課長、亀井真治君。

○亀井生涯学習課長 常包議員さんの再質問にお答えします。

まず、農改センターの機能についてですけど、部分的には四条公民館で一応利用できる形を取っています。農改センターの2階にあります健康増進ルームについては、四条公民館で利用できる形態を、今、考えております。

それから、ホールのなものについては、建築基準法、消防設備法によって面積は限られておるんですけど、一応200平米以内で、今、進めて考えていきよる段階であります。

それからあと農改センターについては、四条公民館の社会教育団体のほうがほとんど8割方が利用しています。その利用者が今後は四条公民館で利用できるような形態で、検討委員会で今から数回検討して行って、実施設計をつくっていかうと考えております。

それから、道路に横断歩道等のことについては、道路基準法とか警察の取締法によって、横断歩道からたしか150メートル以上は空けないかんという法律があるそうなので、その辺も含めて、今後、検討していかないといけないと思っております。以上です。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 四条公民館の細かい設計は今からなんですけれど、今現在の土地、今度建とうとする敷地全体、商工会も含めての全体の土地の中の利用、そして、農改センターの跡地の利用、一体をどういうふうに駐車場、建物が建つというのを、後日、お示しいただきたいというふうに、それは議会だけでなく、町民の皆さんにもお示ししていただいた上で、新たな四条公民館は公民館で利用していただけたらと思えますし、また、公民館

の建築内容につきましても、どうしても必要なものをつくっていくというところ、あればよいという建物では、後々、困ってくることも起きるかも知れませんので、十分協議いただいて、利用しやすい、そして、皆さんがよかったと思えるような、そしてまた、利用頻度も上がっていく建物にさせていただきたいということを改めてお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

(白川皆男議員退席 午後 1時22分)

(三好勝利議員退席 午後 1時22分)

(三好勝利議員入室 午後 1時23分)

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可します。

(白川皆男議員入室 午後 1時24分)

○三好勝利議員 それでは、通告に従いまして、1番からお願いいたします。

1番目は、以前から相当世間的にクローズアップしておられましたけど、最近、特にクローズアップしております赤ちゃんポストについてです。赤ちゃんポストというけど、何か品物のような感じで、非常に失礼なんですけど、最近はそういう時期になっております。それから、2番目が森林保全環境税についてです。3番目があいあいマーケットについてでございます。

1番目の赤ちゃんポストについてですけど、本町で取組が非常に難しいと思いますけど、最近、国のほうでも大分質問がなされておりました。非常に重要であり、かつ、非常に難しい問題だと思いますけど、本町で取組を将来やってみようか、そんな難しいことは今すぐできるものでないと言われるか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの最近話題になっております通称赤ちゃんポストについて、本町での取組を考えてはどうか。非常に難しい問題とは思いますがとの御質問にお答えいたします。

三好議員さんも御存じのとおり、通称「赤ちゃんポスト」は、熊本市にある慈恵病院において「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」）として2007年に設置され、15年にわたり運用されております。この「ゆりかご」は、遺棄されて命を落とす新生児など、親が育てられない子供を預かる施設として計画され、熊本市が病院施設の変更許可を出すに当たり、子供の安全確保、相談機能の強化、公的相談機関等との連携の遵守を条件とされているようでございます。慈恵病院のホームページにも「ゆりかご」設置に至った第一の目的は「赤ちゃんとお母さんの将来の幸せのために相談事業を行うこと」とされ、妊娠相談窓口、相談の流れ、ゆりかごのシステム等詳しく紹介されております。

「ゆりかご」は屋内の保育器で一定の温度に保たれ、子供が預け入れられた場合、扉が自動的にロックされます。同時にブザーが作動し、職員が直ちに子供を保護し、医師の健

康チェックを行うとともに、速やかに警察署、児童相談所と連携することとされております。これは、産科・小児科のある病院であるからこそ24時間365日体制で子供の安全確保を実現化しており、本町の直営診療所及び本庁舎、支所等では不可能であると考えます。

しかしながら、全国的に新生児の遺棄や親子の無理心中は後を絶たない現状にあります。「こうのとりのゆりかご」第5期検証報告書によりますと、令和2年度末までに預けられた子供の総数は155人で、そのうち84%が生後1か月未満の新生児、母親の年齢は10代及び20代が53%であり、自宅等での孤立出産が76%、預け入れの理由は生活困窮が36%で、養育拒否、未婚、不倫等が続いており、若年層にある母親が出産後間もなく預け入れるケースが多いことがうかがえます。

本来、失われるはずのない命を救うために、現時点で本町ができることは、若年の予期しない妊娠を予防することにより母親の孤立出産を防ぎ、さらなる相談体制の強化に努めることであると考えております。

その取組の一つとして、母子保健の分野において人を生み出す「いのち」の視点を大切にし、若年の予期しない妊娠を予防するため、思春期健康教育を実施しております。健康増進課の保健師がまんのう中学校3年生を対象として、「妊娠」をテーマに命の大切さを伝え、生徒はグループワークや自分の未来予想図を描くというものでございます。思春期から「いのち」や自分の人生について考え、自分たちの力になりたいと思っている町の保健師の存在を知っていただくことは、将来にわたり大変有意義なものであると考えております。

今後は、相談支援事業をさらに充実させ、全ての子供とその家庭、出産に悩みを抱える妊産婦等に必要な支援が届くよう、関係各課が横断的に連携強化してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 議長、ちょっと腰が痛いので、座って。

○白川正樹議長 はい。

○三好勝利議員 非常に微に入り細に入り詳しく説明いただきまして本当にありがとうございました。現在においては我が町にはそういう施設もないし、そういう関係の医療機関もありません。そういう中で、町長が詳しく説明いただきました。将来的にはやっぱりそういう方向にも進んでいただきたい、そういうふうに思っております。非常に重要なことであり、社会的にも今から問題になってくると思います。

最近ですけど、アメリカのほうでも、ベビーポストとって取り上げる、予算化もしているそうでございますので、ぜひとも本町についても、今は少しまだ早い、相当難しいと思うけど、将来、そういう環境が必ず整えるようになってくると思いますので、ぜひともよろしく願いしておきます。

これで、1番は一応これで終わります。

○白川正樹議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可します。

○三好勝利議員 2 番目に入ります。森林保全環境税について。

これも、今までに3回か4回ぐらいやってるし、先輩議員も何回もこの環境税について質問もなされております。私が述べたいのは、担当のほうに聞いてみますと、1人1,000円ですか、18歳以上の方で、住民非課税の方、本当に限られた人間になるそうです。ですから、本町は例えば1人1,000円で、1万8,000人ですから、それにしても1,800万円です。それから数分の1になると微々たるもので、この広い大きな山を整備し、環境を守っていくのは、とてもじゃないが追いつかないと思っております。

そこで、前にも提案したんですけど、環境税はやっぱり金持ちの方も普通の方も底辺の方も、全てにおいて負担していただくのには、水道料金とか電気料金、ガス、全ての料金において、環境に関係する料金について何%かを頂くとということで、皆さんが平等に負担していくと。赤ちゃんがコップに1杯水を飲んでも、その数%は環境税に使う。電気もそう、ガスもそう、自動車や電車、バス、飛行機についても全て同じでございます。

そういう中で付加価値をつけてすることによって、水1杯飲むにも、この何%かは環境税に還元するんだということがあれば、皆さんも電気も大事にするし、水も大事にするし、全てを大事にするんでないかなと、そのように思っております。

ある解説者によりますと、最近、そういうふうな環境関係の問題も出てきつつあるということをおもっておりますので、この広い森林を整備していき、また、環境保全するのにお金がかかります。そういう金の予算配分で、山のないところは環境税を納めるのはおかしいんでないか、山の多い地区が負担したらどうだというような意見も聞いております。

そういう中で、全ての方が、山もあるし、山のない方、街の方、海の方も全ての方が環境に関心を持っていただいて、平等に負担していただくという点で、本町としてどのように考えておられるか。国レベルでやることをうちの町から考えんでもええと言われるか、その辺を町長の答弁としてお聞かせ願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの2番目の質問、森林環境譲与税についての御質問にお答えいたします。

本町の森林環境譲与税につきましては、令和元年度から令和3年度までの3年間に総額2,677万7,000円の配分を受けており、令和4年度は1,451万2,000円の配分が予定されておるところでございます。

一方、その活用につきましては、造林事業などの森林整備の際に森林所有者の負担軽減を目的とした助成事業の実施や、近年、天然林の高齢化に伴い、全国各地で発生しているクヌギ、コナラなどが枯れるナラ枯れが町内でも発生したのに伴い、その駆除等の経費に充当しているほか、森林所有者の今後の森林整備に対する意向調査の実施など、これまでに1,995万5,000円、約75%の充当率で活用しておりますが、今後、さらなる

取組が必要と考えております。

本来、森林環境譲与税の使途につきましては、各市町村がそれぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用するとされているものですので、その使途については、本町における森林・林業の基本方針などを踏まえ、効果的に充当していくことが必要と考えております。

現在、県においてもその使途についてのガイドラインの作成について検討されているところであり、それらの取組とも歩調を合わせつつ、今年度から本町における森林・林業の基本方針等の作成と、森林環境譲与税の使途を含め、広く関係者の意見を聞く森林委員会の設置等を検討してまいりたいと考えておりますので、その中で本町の森林・林業の実情を踏まえた効果的な活用方法についても引き続き検討してまいります。

この森林環境譲与税につきましては、本年の1月末の新聞報道等にもありましたように、令和元年度と2年度に配分された譲与税の約54%が基金に積み立てられており、その背景には、木材の消費喚起の観点から、森林面積だけでなく人口を考慮しており、森林資源に乏しい都市部が優遇されていることがあるとの指摘もあります。

そのため、林業振興に多くの資金が必要な山間部からは配分の増額を求める声も上がっており、森林環境譲与税の活用状況の把握と譲与税の円滑な活用に向けた課題を洗い出す動きや譲与基準の見直しの検討の動きも見られますことから、今後とも機会を捉え、森林を多く抱える自治体への配分増の基準見直しについて粘り強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 微に入り細に入り説明いただきまして、本当にありがとうございました。今すぐどうこうというわけではないけども、明日、あさってにこの環境は迫っております。先月の5月の云々でも、三十数度というような過去にないような高温多湿の状況になっております。これも全て環境面からなってるんだと報道されております。

ぜひとも、町単位ではどうしても難しいところがありますけど、国、県に事あるごとにアピールして、要求して、まず、費用面の環境づくりからやっていただいて、それを配分していただいて、よりよい森林の保安行政をしていき、また、環境を守っていくということをお願いしておきます。

町といたしまして、今、町長が説明されましたけど、この環境保全について、民有林もあり、個人の場合もありますけど、その点について、どのように、まず民有林でなくして、公共の国有林、県有林、町有林を優先的にやるか、こういう環境の面においては、民有林もやはり大きな国のバックアップで、国、県、町のバックアップで整備をしていくか、その辺町長としてのお考えをお願いいたします。公有林と民有林をどういうように。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。ただいまの再質問につきまして、農林課からお答えさせていただきたいと思っております。

まず、民有林、公有林、優先順位ということでございますが、現在のところは、やはり森林組合を中心とした民有林の整備を中心に進めているところでございます。

これまでいただきました令和元年から令和3年度の森林環境譲与税につきましては、その整備の負担補助、そういったものにおおむね充当してまいりましたけれども、一方では、その受ける側である森林組合の作業員の人数というものが、まんのう町には広域の香川西部森林組合と単独の仲南町森林組合がございますけれども、香川西部森林組合では、平成14年には作業員が60名おいでたものが、令和2年には22名にまで減っております。4割を切っているような状態になっています。仲南町森林組合においても、平成14年に13人の作業員がおいでたのに、令和2年度には6人の作業員に、半分以下となっております。香川県内では全体で199人の作業員が登録しておいたものが、令和2年には108人と、急速に減っているということもあって、今後、やはり整備に併せて、森林に従事する担い手の確保というものも同時に喫緊の課題となっているということを痛感しているところでございます。

そこで、香川県の全市町の担当課が集まって、先日、香川森林整備担い手対策協議会というものが立ち上がりまして、今後の林業に従事する作業員の確保をいかに進めていけるかということ協議していくということになりました。

具体的には、今年度の9月末にはあらかたのガイドラインが作成されて、香川県全域で担い手の確保に努めていきたいという形になるろうかと思っておりますので、その折にはまた報告させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○白川正樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 分かりました。非常に詳しく説明いただきましたけど、やはり民有林も公有林も相当な面積になってこようかなと思います。何せまんのう町全ての総面積の約7割が山林、森林と聞いておりますので、そういう点で多少の金を投入しても非常に難しいなど。もしできるならば、町長、将来的には公共事業として森林、山林の整備、保護をやっていただく。下のほうの道路とか河川とか整備が大分進んでいて、公事業も業者に聞くと減っておると聞いておりますので、そういう関係の工事を公共事業として山林、山の手入れに向けていただければ非常にありがたいと思いますけど、そういう考えはない、やっぱり下流の工事は下流の工事、山の工事は山の工事というて分担してやっていくと言われるか、それとも、総合的に公共事業として、将来、整備していかれるか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。ただいまの公共事業として森林整備事業を加速化できないかという御質問について、農林課からお答えさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど申し上げた森林組合という組織体というのが、私有林で構成する組織でございますので、そこに公共事業として参入するのは非常に難しいかと思っております。むしろ、もしできるとするならば公有林で、ここでもちろん町内の、今、建設会社の方が林業

に参入することは制限は全くございません。しかしながら、その参入する条件という中に、参入する法人の方が取っていただく免許とか、講習とか、特別教育を受けていただく必要がございます。その参入しようとする法人がそこまで事業量を確保できるという見込みがあつて参入していただけるかどうかということとは不透明かと思ひます。

と申し上げるのも、林業という特性として、事業量が一定確保するのが非常に難しいということが一つと、天候に大きく左右されるということ、それと、切る木を選んだり、選木をしたり、チェーンソーを使った伐倒、それとかかり木の処理とか造材、これについては非常に危険を伴うという作業になりますから、一定の熟練した方がいないと、ちょっと危険が大き過ぎるというふうには感じます。ただ、そのリスクを置いてでも、林業に参入したいということであれば、それを制限しているものではないということだけ知っておいていただけたらと思ひます。以上です。

○白川正樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 今、担当が説明いただいたことは、テレビなどでよく報道されておりますから、一般の土木関係の機械と違つた機械が愛媛県とか高知の山深い森林組合なんかは投入されて、すばらしいロボットが動いとるんかなと思ふような機械もできております。下流の土木工事とはまた全然違ふような機械もできております。木を伐採しながら、フォークで挟みながら、それを下流に出してくるといふような機械もできておりますから、今、担当が申されたように、そういう機械をもしできるならば国、県に上申して、調達して、そういう関係の機械を使いながら、よりよい森林行政に努めていき、今のような土木関係の持つておる機械では非常に難しいと思ひますけど、専門の山林を整備するような機械が最近たくさん出てますから、本当にびっくりするような機械が出てますので、その辺を十分調査していただいて、補助金を交渉して、山の森林整備、また、林道の整備を保つて、環境問題に大きく寄与していただきたいと思ひますので、その点を担当としてどう思われますか。再度、お願いします。そなたなことはできんと言われるか、将来、そういうような時代が来ると思われるか、その辺。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。ただいまの再質問について、農林課からお答えさせていただきます。

先ほどお答えの中で私が香川森林整備担い手対策協議会のお話をさせていただきました。そのときにも機械補助についての話が出てまして、機械の補助については予算化はどちらかといえばしやすいそうです。一方で、人的補償に対する支援金というか、そういったところになかなか予算を投入しにくいということもあつて、作業員の方がやっぱりどんどん減つていくという状況にあるということとして、もちろん最新の機械化を進めるということも必要ではあるんですけども、同時にやはり例えばまんのう町で言えば香川西部森林組合、それと仲南町森林組合の作業員の確保をいかに将来につなげていくかということも併せて考えていきたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○白川正樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 作業員の確保というのは、先ほども2回、これで3回ほど、作業員が足りないというのは十分承知しております。ですから、新しい機械ができてますから、本当にびっくりするような林業関係の機械ができておりますから、その辺はやっぱり十分研究していただいて、土木関係に代わる公共事業として、森林の整備をしていていただきたいというのが私の主眼でございますので、どうぞお願いしておきます。

新しい機械を探してみてください。本当に今までと全然違ったような機械ができていて、山の中へずっと入って行って、その中で伐採して、そのまま出してくるというような機械ができておりますので、枝打ちなんかでもロボット式で、下で1回つけると、ずっと枝打ちしながらある程度まで上がって、それからまた下りてくるというような機械もできておりますので、十分研究して、予算化して、下の公共土木から公共森林整備のほうにシフトしてください。お願いしておきます。それぐらいで、さっき言ったように、環境税の場合は、町長さん、できたら、今、言うように、1人1,000円でまんのう町で8,000万円やそこら辺の金額でなくして、やはり全国民1億数千万人おったとしても、1人1,000円にすると、まだ1万倍で1兆円ですから、1,400か1,500億円ぐらいの金しか、1人1,000円頂いても集まらないわけですから、それではとてもじゃないが、この広大な山を整備することはできませんので、ぜひとも私が提案申し上げたような形で、近い将来は恐らくそういうふうになると信じておりますから、ぜひとも上部団体へ進言していただいて、そういうすばらしい環境税を皆さん全てが負担するような税制度に持って行っていただきたいと思います。町長さん、どのように考えられますか。別に難しいことじゃないですから。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、今、国のほうでも見直しの動きがあるというふうに情報を聞いております。そういったこともありますので、国のほうへ、県のほうとも一緒になって、粘り強く配分の基準見直しについて要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 ありがとうございます。一応、趣旨にのっとって、今すぐどうこうでなく、将来的に恐らくそういうふうになるだろうと、情報収集してみますと、そういうふうな情報になっておりますので、赤ちゃんポストも同じ、今のも今すぐじゃなくして、将来的にはそういう環境になってきますから、ぜひともお願いしておきます。

これで2番目を終わります。

○白川正樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

○三好勝利議員 では、3番目の質問に入ります。

3番目は、ここ数年前から買物難民に対して、朝からデマンドタクシーとか福祉タクシーとかいう関連性の質問がありましたけど、私はあいあいマーケット、売店ですね、田舎の小売店が縮小した車で、町内各所を何か所か、月火水木金、土日は休んでおります、祭日は。そういう点で始めたんですけど、当初はなかなかお客さんに浸透がなかったけど、最近聞いてみますと、相当お客さんも増えておる。売り場の場所も増やしておる。そういう中で、高齢者に対する買物難民のフォローアップということで、非常に皆さん喜んでおられます。

ただし、私が今、質問して調査したのは、まんのう町は広いですけど、もともと合併する前の仲南地区のあいあいマーケットのことだけしか調査しておりません。また、聞いておりませんので、それに対して、今後とも、今までどおりでいくか、それともより以上にフォローアップしてあげるか、本当に忙しい中を、若い店の息子さんが兄弟でやっておられます。非常に買物難民の方については喜んでおられますけど、より以上にそれをバックアップしてやっていく体制を、町としては今のままでええが、もう少し増えたらまた増えたときでええやないかと言われるか、その辺をお聞かせ願いたい、あいあいマーケットについて。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの3番目の質問、あいあいマーケットについての御質問にお答えいたします。

人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化等の多様な理由により、日常の買物機会が十分に提供されない状況に置かれている人々、いわゆる買物弱者への支援を行うため、平成25年度に町商工会と商工会会員事業者が連携し、高齢者等買物支援事業「通称あいあいマーケット事業」が仲南地区でスタートいたしました。

あいあいマーケット事業は、移動販売車両に食料品や日用品を搭載して、地区の希望場所にて販売を行っております。平成27年度からは琴南地区でも実施が始まり、令和元年10月からは満濃地区も実施をいたしております。

令和3年度における移動販売の実績は、仲南地区は実施日数210日、延べ利用者数3,222人、琴南地区は実施日数98日で、延べ利用者数1,026人、満濃地区は実施日数139日で、延べ利用者数1,581人が利用しています。

移動販売の会場につきましては、利用者の要望等をお聞きし、実施可能かを検討し、実施をしていると聞いております。

あいあいマーケット事業は、買物支援だけでなく、高齢者等が自宅から出て近所の方と会話をすることで健康増進、また、見守りなど地域のつながりの効果もあると思っております。

また、社会福祉協議会では「まんのうささえあいサービス」事業を令和3年4月から始めております。まんのうささえあいサービスは、日常のちょっとしたお困り事を地域のつながりの中で受け止め、寄り添う仕組みづくりを目指す会員制の有償ボランティア事業で

ございます。サービス内容は買物代行、簡単な調理、掃除、外出の付き添い、話し相手など、様々なサービスを行っております。

今後、高齢者等の買物弱者につきましては、あいあいマーケット事業及びまんのうささえあいサービス事業を利用者の環境等によって使い分けの利用をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 ありがとうございます。琴南地区、満濃地区の数字まで出させていただきます、さすがに不便なところは、比率から見ると、やっぱり相当人数も増えておりますし、これからはこういう時代に入ってくるんでないかなと私は思っておりますので、近所の集会所とかどこかの軒下を借りて販売しておるのは分かるんですけど、やはり1か所で販売して、撤収して、積んで、全部片づける。それから次に移動に行って、またすぐばたばたと5分ぐらいで店開きしてやるのは、町長さん、現場を見てください、大変なんですよ、本当に。ようやっていたいておると思います。ですから、そういうところへもう少しより以上に予算面でフォローアップしてあげて、結局、デマンドタクシー、さっきの福祉タクシーに使うのも公的な金を使うわけですので、それも必要だと思いますけど、あいあいマーケットについて、充実してあげれば、ますます住民の方が自分の手で取って買物ができるわけですから。近くで。ある地区なんかへ行くと、あいあいマーケットがスピーカーで来ると、余分のお猿さんまでが、皆さん、買物に来るんで、猿がまた寄ってきて待っております。そういう和やかな雰囲気のところもありますし、ぜひともそれをつけていただきたい。

次に、私が要望したいのは、その集約した拠点に行きたくても行かれない方が、最近、また増えてきとるわけなんです、高齢者の独り住まいの方で。そういう方に、毎日行かんけど、週に1回ぐらいは電話で注文を取って、そこへ配達してあげる。非常に喜んでます。毎日行かれませんけど。冷蔵庫に電子レンジのチンというのをみんな持ってますから、冷凍食品を持って行って、適当な冷凍で電子レンジで解凍して食べる品物もありますから、そういうもので非常に助かって喜んでおられます。1週間に1回のその配達待ち遠しいということで、そういう時点で自分になってみて初めて気がつくんです。我々はそれを現に聞いてますから。それをもうちょっと町のほうで目を開けて、心を大きくして、フォローアップしてあげてくださいというのが私の提案です。

ですから、相当広いです。約1,300戸数ですか、仲南地区は全部で。それは全部じゃなくして、ほんの一部ですから、何百人もおりません、独り住まいで買物難民の方は。その方は1週間に1回決めて、この地区は木曜日、この地区は金曜日とか、午前中何か所、午後何か所と、箱に入れて、行って注文をもらうわけじゃないです。電話で注文を前日に取って、その品物を箱に詰めて持って行って、お金をもらうわけですから、そういうふうな業者の方もおられるわけです。それも業者の方がやっていたかないと、町の職員が社協とかなんとかが出て行ってやる場合も、ちょっと電球を換えるとか、そんなんは聞いて

ますけど、そういう食べ物の場合は、本業の方でないと非常に難しいと思いますので、ぜひともそれをまた統計取るか、直接何人かに配達していただいとる方に聞いてみてください。ヒアリングしてみてください。非常に喜ばれております。それがやはりこの地区に住んでよかった。取り残されるんじゃないだろうかというような不安もありますけど、そういう立派な業者の方もおいでますから、そういう方に町としても十分目を開けて、予算面で援助して、フォローアップしていく。それが何十人、何百人の高齢者に対する福祉行政でないかと私は思っております。

ですから、自治会では20軒ぐらいのところもあるし、十七、八軒ぐらいのところもあるし、多いところで150軒ぐらいの自治会もありますけども、どこにも高齢者はおられます。近所の方と一緒に買物に行ける場合もあるし、そうでない場合もありますから、そういうところへは業者の方が週に1回か2回か決めて、何百人だったら到底配達できませんけど、数十人でございますので、その方を放っておくわけにはいきませんので、ぜひとも町として、福祉行政として、今朝から何度も言うように、デマンドタクシーもそう、福祉タクシーもそう、そういう点で住民を、町長がいつも言われるまんのう町に住んでよかった、生まれてよかった、長生きしてよかったというのを言うだけじゃなくして、実際に実行していただきたいと思います。町長さん、どうですか。それをちょっと返答願います。みんな聞いておりますから、高齢者の方は家でおって。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

三好議員さんおっしゃるとおり、今から75歳を迎えます団塊の世代がおります。ということで、これからますます高齢化が進んでいくものと思われまして、こういったあいあいマーケット、また、まんのうささえあいサービスを利用していただける方とされる方も今から数が増えてくるんじゃないかなと思っております。そういったこともありますので、十分あいあいマーケットを利用しておられる方、また、独り住まいの方の御意見も聞きますし、また、それを実施していただいております事業者の皆さん方の声も十分聞いて、町としてできるだけのことをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 分かりました。町長の固い決意がこの分で、ボイスで流れておりますから、聞いておられる方もおられます。やはりまんのう町に住んでよかった、栗田町長でよかったと、涙を流して喜ばれる高齢者がたくさんおられると思っておりますので、ぜひともその点は、今、ボイスで流したわけですから、100%とは言わずに、それに近いような模範の業者を今後育てていただいて、よりよい福祉行政を、特に高齢者に対する福祉行政をやっていただきたい。

それと、付け加えておきますけど、若い方と一緒に住まいをしとつても、高齢者の方いわく、自分の欲しいものだけ自分でちょっと買いたいんやと。そのためにこのあいあいマーケットに来て、自分で買物をするんだという方もおられますので、その辺は十分またお

含みいただいて、福祉関係のバックアップをよろしく願いしておきます。

町長さん、それには車も今1台商工会のほうでバックアップしていただいておりますが、もう1台の車は自前で全てやっておるという中で、非常に気軽に配達していただいて、配達される方は本当によかったというようなこともお聞きしておりますので、非常に強力に、町長さん、先ほどうなずいておられたんですけど、よろしく願いしておきます。もう返答は結構です。何回も同じことをいただいておりますので、ぜひともお願いしておきます。以上で終わります。

○白川正樹議長 以上で、13番、三好勝利君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で2時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 まず、まんのう町の昨年の3年度の3月に町長の施政方針の中であんまり農業関係の施政方針がなかったわけでありまして。今日はこの4年度からまんのうの農業をどう導こうかなということを町長にお伺いいたします。まず、そこからお願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの農業振興についての御質問にお答えいたします。

まず、食料自給率とは国内の食料供給に対する国内生産の割合を示すものであり、その目標につきましては、食料・農業・農村基本法第15条に基づき、国内の農業生産や食料消費に関する指針として国の基本計画で定めることとされているものであります。

この食料自給率は食料安全保障の観点から国全体で考えるべき問題であると認識しておりまして、まんのう町の基本計画では食料自給率の目標値は設定しておりません。食料自給の算定に当たっては、品目ごとの都道府県別の生産量だけでなく、他の都道府県への出荷量や海外からの輸入量などを把握する必要があり、独自の算出は困難であるため、目標としてお示しすることはできませんが、香川県産の農畜水産物の生産拡大や消費拡大にまんのう町も並行して取り組み、食料の安定供給につなげてまいりたいと考えております。

自給率を具体的な数値で申し上げますと、国のカロリーベース自給率は令和元年度で38%、県が33%であり、県の平成20年度頃の数値は37、38%でしたので、過去最低レベルとなっております。

一方、基本政策として国が示した「食料・農業・農村基本計画」では、令和12年度の目標数値を45%に設定しておりまして、農地の活用に加えて農業労働力や省力化の農業技術も考慮するよう指標が改良されているところでございます。

また、現在は世界的な異常気象などに起因して、他国の大規模な穀倉地帯が壊滅的な状況となっておりますことから、国内の食料自給率は高めていかなければならないと認識しております。そのためには生産基盤の拡充と消費の拡大を車の両輪とし、全体の自給率の向上につなげていくためには、町内の優良な農地を守っていくことが今後も重要な課題であると考えております。

そのためには圃場整備などのハード整備と並行して、ソフト事業である農地の集積・集約を進めていくことや、多面的機能支払制度などを活用しての維持管理が荒廃農地の発生防止につながっていることもありますので、今後もこういった事業を積極的に取り組むことが重要であると考えております。

また、それに加え、地域農業の将来について、農業者の話合いで決めていく人・農地プランの実質化の取組も推進することで適正に農地管理ができ、食料自給率の向上が図られるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 国会の予算審議でございませんので、まんのう町の質問をさせていただきます。町長、そのつもりでお願いいたします。

まんのう町は農地が2,000近くあったんですが、最近、荒廃してしまって、農地に復帰できない農地がかなりできておりますから、恐らく1,500、1,600ヘクタールかなと。残りは森林が1万3,000ヘクタール。

私は農林業振興と書いたのは、仲人が水であります。ですから、農業と森林とが切り離せないところも一部ございますから、質問も両方にかかる可能性もあるかも分かりませんが、その点はお含みいただきながら決意をお願いしたらと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、今、世界的にロシアがウクライナに行った。これは穀倉地帯です、両国とも。ほかに世界のアメリカをはじめとする穀倉地帯が水がなくて、地下水を汲み上げていったけども、これは水が足りない。地盤沈下を起こして、そこが不作になる。先ほど町長が言われる気象条件も当然大きな一因であります。

そういう中で、今、食糧を持っておるところがああいう状態でございますから、大変な世界中、特に後進国はなっております。

これは前段の話といたしまして、まんのう町の若者がなぜ農業に目が本腰で向かないのか。向きにくいのか。答えは町長お分かりいただいております。もうからないから後継ぎがない、新規就農者がなかなか出てこない。原因はもうからないからであります。これをどうするかということは、地域でいろいろ話はしております。いろんな方の御意見を聞いてみますと、やはり農業に対して農機具が高過ぎる。肥料も高いけども、肥料は例えば有機肥料でやるのであれば、まんのう町の場合、畜産、養鶏がありますから何とかなるんだけど、とにかく農機具が高過ぎる。面積が大きければいいんですが、少ない方には農機具が高過ぎて、これで農業をやれというたらどうなるんやと。計算してみいと。こ

れが現実の答えであります。

この点を踏まえて、ある程度の機械までは県の事業でいけます。しかし、それ以上になりますと、機械が大きくなりますと、国の事業にのせてくれと、こうなります。このときですよ、問題は。県でいかなかったら、機械が大きく、何千万円もなってくると、国の事業にのせるといえば、やはり規模が東北方面から比べまして、香川県は非常に小さいわけですから、なかなか難しい、順番が当たらない、これが現実の問題です。したがって、東北のほうも一部自治体がそういう助成をして、農業後継者、また、新規就農者に対して食料安保、どうしても人口は日本は減っておりますけども、世界の人口は増えておるわけがあります。そういうために、後継者を育成していかなきゃいけない。そのためにそういう政策を取っておる自治体もございます。したがって、そういう根本的にもうからない、入ってくる金よりは支出が多いというところを、町長、まんのう町の後継者育成、例えば1,500か1,600か、そこらの農地確保に対して、今の人数で、90名そこそこの農業後継者、認定農業者では手が及ばないというのは事実であります。したがって、80代の方がまだ小面積ではやらなきゃいけない事態で、しまいにはそれがいつ病気になるか、けがするか、そこで今度は耕作放棄地ができる。耕作放棄地が、今の食料自給率でないですけども、どうしても食料、水、これは人間が生活する上で必要不可欠なものでありますから、この点の今現在置かれておるまんのう町の農業の実態を踏まえて、町長、今すぐとは言えんでも、将来、町長は4年間、今からあるわけですから、4年間の間にどうしようかなと、そういうビジョンをお聞かせいただきたい。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。ただいまの川原議員の質問について、農林課が担当課ですので、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、まんのう町の農業の課題、これはまさしくおっしゃっているとおり、担い手の不足、それと新規就農者があまりにも少ないというところに限ると思えます。

そこで、農業委員会が把握している令和3年度の実績としては、新規参入者は法人格を持たれた方を含めて五つの経営体の方でした。ただし、その方が耕作している面積は5人合わせて7ヘクタールほどでございます。

一方では、町内で一番広く耕作されている川原さんのところと比べると、規模は非常に少ないと。ただし、少ない農地であっても、やはり農機具の更新は当然必要になってくるということもあって、香川県の育成センターなどにそういったことも相談もかけて、機械の補助なども行っているところなんですけども、まんのう町では、まず現在の法人を含む担い手の人数が105となっておりますが、耕作できる優良な農地の面積は、登記簿の積み上げでは2,165ヘクタールほどあります。これはもちろん畑も含んでいるわけなんですけども、この2,165ヘクタールの農地をできるだけ担い手と言われる方々に集積を進めていっているんですけども、目標としては40%、あと3年後には達成したいと。現在は24.7%しか集積できておりませんので、非常に厳しい数字となっております。

すので、分母となるべき担い手の確保がやはり喫緊の課題であると思っております。

そこで、今、香川県とか、もちろん農林水産省にもそうなんですけども、農業委員会とか県の農業会議を通じて、今、担い手とされている方、農業のみを生業とされている方を対象とするだけでなく、一方では兼業農家の方、例えば第一種の兼業農家の方は耕作規模に応じて担い手もしくは準担い手に含んでいただいて、県の農機具の補助の規定にのれるような対策を講じていただけるような要請はしているところでございます。ただ、もちろんこれは全国的な問題でもありますので、まんのう町に限らずということではあるんですけども、そういった形で農業委員会を中心に取り組んでおりますので、御理解いただけたらと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○川原茂行議員 町長、機械に対する助成等は考えるん。今即じゃなくて4年間に。どうですか任期中に。それを答弁。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長が、頭、がいに考えてもいけませんから、付け加えさせていただきます。

今、課長が言われるように、新規就農者が100名、それで2,000そこそこある面積をやる場合に、認定農業者、専業でやる方だけでは手に負えないとなりますと、退職者が対象になろうかなと思います。元気な方でなかったら、若くても元気でなかったらできませんわね。そういう小面積の方でやる場合には、当然農機具も、今、新車しか対象になりません。全てが新車です、どの機種でも。ですから、中古車もし小面積で、退職、65まで勤めて、それからやろうとする方がおるのであれば、中古車でないと、何千万円も今からかけるわけにはもう命がないわということでもありますから、今現状を踏まえた上でまんのう町の対策はどうなのかということを考えるのであれば、もし年齢がいった人が申請が出てくるのを可能にするのであれば、中古車を対象にして、これ、国、県がいかなのであれば、町が考えましようと言えるか、言えないか、これをちょっと先ほどの分に付け加えさせていただきます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

川原議員さんおっしゃるのは、退職した人が今から農業に取り組もうとするときの中古農機具に対しての町の補助金を出せないかという御質問であろうと思います。

今までも何回かほかの議員さんからもありまして、お聞きしております。今のところはなかなか難しいところもあろうと思いますが、一部の市、地区ではその補助を出しているという話も聞いておりますので、そういった事例も十分参考にして、今後、検討させていただきたいと思います。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、農業というのは大体が米麦を中心に考えるとすれば、大きな面積をいく場合には、米麦中心に野菜、施設園芸が入っていく。しかし、小面積でいく場合

は、若い方でも施設園芸で、ハウス等で10アール当たり数千万円売上げする方もおいでます。大きな面積をいく場合には、農機具はどうしても金がかかるんです。少々、数百万円ではいけない。ですから、町長も、今日、お答えになっておることが、来年は実現できるように、令和5年度には実現できるように、私は聞きたいんですが、確認させていただきたいと。これから補助率についてはまたいろいろ検討していただきたいと思いますけども、やる意欲がなければ、町長、前へ向いていきませんよ、これ。まず町長が右へ向いて行くのであれば、右へ向いて行くんだという姿勢を示さなんたら、全ての方が動きませんよ。ここへ行くんだという姿勢を見せていただきたい。これはどうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど、来年度からやるのかどうかというような話もありますが、まだちょっと時期尚早だと思いますので、十分検討させていただきたいと思います。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さん、先ほどの話とちょっとバックしたような話になったきん、私の質問がまずかったのかなと思ってるんですけどね、やっぱり町長がこうだと、右へ行くんだという姿勢を見せれば、皆さん方、また、議会も町民もついて動きます。町長が右だろうか、左だろうか、上だろうか、下だろうかと思えるうちはなかなか動かない、停滞してしまう。結果が間違っておるかというたらいかんけども、結果が、町長が判断してこれだと思ったら、そっちへ向いて行かないかんのです。これが一番まんのう町に大事な、今、どちらだろうかと思うこと自体がおかしい。今の現実を踏まえて、これで農業後継者を育成しようかということができるかできないか考えていただければ、課長もあれだけ言いよるわけですから、大体お分かりになつとる。けども、財政的に厳しいからと。それは何ぼ出すかはこれから考えましようというんであればいいけども、出すか出さないのかをこれから考えるような時期じゃない。どうですか、町長。それは、ある程度、年齢がいった方も農地を守ってもらいましょうという姿勢があるかないか、再度、お聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

農業のことについてでございますが、香川県は全国的にも一番面積の狭い県ということでもありますし、本当にまんのう町の農業が将来的に明るい、それだけ投資をすればいけるかどうか、なかなかちょっと私も判断をしかねるところがありますので、十分検討させていただきたいと思います。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 約2,000ヘクタールあるとして、ここで山林が絡みます。山林は水源涵養、森林整備をしとくと、どうしても水が不足してしまう。水がないところからずんずん農地は荒廃してしまうんです、世界中どこでも。これは現実が語っておるわけですから。その点、まんのう町、財田川、金倉川、土器川の源流です。1,300ヘクタ

ールある。水はまず大丈夫なように、これから森林整備をせないかん。

今度は森林の現実なんです、人工林をやる場合に間伐しますね。枝打ちしますね。これは国のほうから間伐するときの補助金に対して何ぼ搬出せよという規定がございます。しかし、便利の悪いところでは出さないで、便利のいいところ、下の道路等が搬出しやすいところで多めに間伐して、そこから出す。これはそれぞれの知恵なんです。知恵なんです、それがいいとは私は思ってない。全体をうまく満遍なく樹木が本当にいいものができるように、平均に間伐して、そこから搬出するのが基本なんです、やる人の知恵で、便利のいいところから切った分の1割を出せと言うのであれば、便利のいいところから出すと。これも知恵なんですよね。それが現実なんです。それは人工林の場合です。

(三好勝利議員退席 午後 2時52分)

そこで、今度は、この間も建経の委員会が視察しましたナラ枯れです。大体五、六十年、太くなって、緑が40センチ、50センチになってくると枯れていくと。これはまんのう町の財産を放棄しておるのと同じなんです。枯れてしまったらどうしようもない。枯れる前に何ぞ資源として使える方法を考えるべき。駆除をする前に考えるべきであると思うんですが、そうしないと、水源涵養、水を含んでこない。枯れた木ばかりつくって、大きくなれば枯れる。大きくなれば枯れるで、山の中に伐倒すると。それで本当にいいのかと。しかし、そうなりますよ、このままいけば。これについて、これは課長さんのほうがようお分かりかもわかりません。課長さん、現実も伐倒してそこで放っておく。これは、将来、県、国ともいろいろ研究してどうしていくか。枯れてしまったら、水も確保できませんし、その次に出てきます洪水調整の役目はしなくなるわけです。今、森林が持つ意味合い、必要なときに水を蓄えて、農業に水を使うと。

しかし、洪水のときには集中的に時間雨量100ミリを超えるのは夢でないんです。現実でも降っておるんです。ただ1時間は降ってない。15分、20分でいくと、まんのう町にも100ミリを超えて降っておるんです、時間が短いだけで。20分をその3倍すりゃ、100ミリになった、超えたケースは何回かあるんです。野口ダムでそういう数字出てますから。私は雨が降った日は、多分、毎日見に行ってますから、あるんです。

そういう災害防止、今日も同僚議員がしておりますが、町長の発想はどうもハード的な対策、その元がどこなのかというところに力を入れるべきでないかなと。災害の施設、指令室は必要なんです。しかし、その前を荒らしておったら、大変なことになる。災害が起きないようにするのが一番有効なやり方なんです。必要なときに必要な水があると。水は絶対条件として確保しなきゃいけない。荒らしてはいけないから、どこかで貯留するところもこしらえないかんけども、それは森林の緑のダム、田んぼで言えば田んぼのダム。田んぼを割けば、今、水稻を作っておるところ、2,000ヘクタールのうち水稻を何ぼ作ってますか。仮にその半分作っておって、水をそこへ7回入れるか、10回入れるか、すごい量なんです。それをみんな荒らしたらどうなるんですか、下流は。元をいかないかん。元を断たなんだからいかなんです。ですから、森林がそういう状態で伐倒して放ってお

く、これを再生しよるところがありますね、ナラ枯れになったらいきませんが。一遍、視察しましたね。岡山県の真庭ですか、どこか視察に行った御記憶ないですか、エネルギーね。真庭ですね。 (三好勝利議員入室 午後 2時57分)

今、外国のことを言ったらいかんけども、資源と食糧なんですよ、大変な事態になっておるのは。ですから、森林の木材を有効に使う手段も本腰で私は考えるべきでないかと、1,300ヘクタールもあるところを。もし香川県の中でよそがやらのだったら、まんのう町がやって、原料が足らんというのであれば、よそから持ってこさせたらいいわけです。よそもあずっておるわけですから。でも山が少ないところはやりません。まんのう町は高松の次に多いけども、高松、どこまでがきちんとした数字か私も十分存じてはおりません、勉強不足ですが、少なくとも1人当たりになると、まんのう町が一番多いのは分かり切った話ですから。この森林保護をするのと、農業後継者を育成していく。先ほど言われた森林のこれまた後継者ですね。後継者というか、初めからおらのやから、後継ぎでなくて、新しい人材を育成せないかん。これをどう考えるかが私は一番の課題だと。この点については、町長、どうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの森林資源の有効活用についての御質問にお答えいたします。

本町の森林はこれまでの関係者の皆さんの造林事業等への御尽力によるほか、松くい虫被害後の広葉樹林への更新が進んだことから、約1万1,000ヘクタールの民有林のうち約3割がスギ・ヒノキ林、残りの約7割が広葉樹を中心とした森林となっており、特にスギ・ヒノキ林につきましては、間伐材の利用が可能と言われる35年生以上の森林が約7割を占めるまでに成長しております。

そのため、今後は成熟してきた森林資源をできるだけ劣化させることなく循環利用するような施策を目指していくことが重要と考えており、特に本町の森林は水源涵養機能や土砂災害を防ぐ機能の発揮も大きな役割であることから、森林の適正な管理を図り、林業の振興と手入れの行き届いた美しく安全な山林づくりを両立させていきます。

具体的には、本町のスギ・ヒノキ林については、伐期を長くした長伐期施策を基本として、できるだけ皆伐を避け、搬出間伐等による木材生産を推進し、皆伐をした際には再造林という循環生産を基本とした長期的視野に立った施策を目指すべきでないかと考えております。

また、伐採後の町産材利用の促進につきましては、平成28年度より町産材利用の住宅の助成をしており、これまでに18棟の助成を行っておりますが、ここでの課題は計画的に木材を供給することと認識しており、搬出間伐等による木材搬出につきましては、搬出に続く町産材の利活用を促進するためにも、できるだけ年間の生産量を定量的に確保し、計画的な木材供給となることが重要であると考えております。

さらに、木材利用の促進には、日常生活の中で木に親しむ機会を持つことが重要である

と考えておりますことから、現在実施しておりますウッドスタートなどの小さな子供の頃からの木育などの普及啓発に取り組んでまいります。

一方、広葉樹を中心とした森林につきましては、良好な森林環境の保全を基本としつつ、天然林の高齢化に伴い、全国各地で発生しているクヌギ・コナラなどが枯れるナラ枯れが町内でも発生したのに伴い、森林の持つ公益的な機能の発揮を損なわないような地域においては伐採による天然更新も有効であると考えており、あわせて、その伐採した木材のまき等としてのエネルギー利用等も検討していく必要があると考えております。

このような森林整備と森林資源の利活用につきましては、今年度から本町における森林・林業の基本方針等の作成と、広く関係者の意見を聞く森林委員会の設置等により検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 あんまり長くやったら時間が足りませんが、町長、森林を保護するために、誰がそこに従事してくれるかということを考えなきゃいけない。先ほど数字で言われた二十数人、仲南が6人やで、これだけの面積でなかなかいきませんわ。だからどうやってそれに従事してくれる方をこしらえるか、これを検討していただけますか。これが一つ。

先ほどの農業の機械化に対する誠意、助成といったら、町長、またあれですから、農業に意欲を持てるような環境づくりに努力していただけますか。この2点、一緒をお願いします。森林に従事する人材育成、農業に興味を持つ、夢とロマンが持てるような農業の体質改善、どうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、第1点目に林業についてでございますが、これは後継者不足というよりは、もともとそういった従事しとる人が非常に少ないわけでありますので、新しい若い人に林業に対して目を向けていただけるような施策、いろいろ国等もメニューをつけて出しておりますし、テレビを見ておられます、最近、地域によりましては、若い人が林業に従事しておるといような話もたびたび聞くわけでありますので、まんのう町としても若い人が林業に従事していただけるような方法、また、施策を十分考えていきたいと思っております。

また、農業に関してでございますが、退職をしたようなある程度の後継者の方が農業に対して意欲を持てるように、中古の機械に対しての補助的なものもありますが、これにつきましては非常に難しい問題でないかなと思っております。退職した人が農業に従事して、いつまでやっていただけるのか、その点も非常に難しいところがありますので、十分検討させていただきたいと思っております。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、私の一方的な話にさせていただきます。

林業は後継者じゃなくて、今、手がおらないわけですから、新しい方を育成していくよ

うに努力する。農業は高齢者は心配ですよ。ですから、農業が若い方が夢とロマンが持てるようなまんのう町の実態に合わせた農地を守っていける農業に努力していただく、こういう解釈でよろしいですか。はい、分かりました。それでは、町長、うなずいておりますので、この点については終わります。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 2番目は、昨日1人、今日1人、同僚議員が質問しました。どこかで決着をつけなきゃいけない問題に触れさせていただきます。

まず、ここに副町長おいでですから、この横領事件の31年2月4日に地元の方が相談に来られた、相手方が今、副町長、前副町長ですね。どういう話をされましたか、お聞きします。

○白川正樹議長 副町長、長森正志君。

○長森副町長 川原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

先ほどもお話ありましたけども、2月4日に副町長の部屋へ来られまして、地元の方1名が、私と副町長が応対しました。紙にメモ書きで持ってこられて、地元の自治会のお金等々を元会計室長、その当時は会計室長ですけども、その本人がお金を私的流用してるのではないかということで来られました。おおむねそのような内容でございます。よろしくお願ひします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ということは、まんのう町の金庫番が同じ人だから、まんのう町大丈夫かと念押しに来たわけですね。それをそのまま放置した。その後に800万円余りがやられた。そのときに、即、調べておれば、800万円余りは被害が少なかったわけです。それをどう感じますか、副町長。

○白川正樹議長 副町長、長森正志君。

○長森副町長 川原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

確かに結果として2月4日以降、警察捜査が入りまして、金の流れ等々をした中で、2月4日以降、公金およそ850万円がなくなっていたということでございます。

そのときは副町長と共に本人を呼んで、まず、地元のお金のことについて問いただしました。そのときは本人は認めなかったわけでありまして、それに併せて公金についても問いただしました。それについても、本人は公金をずっと3月末まで否定しておったわけでございます。前年度で前副町長の答弁にもありましたが、それで、彼の言ったことで調査はできていなかったということでございます。それに対しては、非常に住民の方には迷惑をかけたと思っております。以上です。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それは職務怠慢どころじゃない、放棄ですね、私から見れば。そのときに当然調べないかん。調べられますよ。本人に聞く以前に調べたら分かるじゃないで

すか。それを本人に聞いてしたら、私はやっておりません、それを信用したから、そういう結果ですよ。それは当時の総務課長である副町長、前副町長、職務放棄ですよ。放棄しています。怠慢どころの始末じゃない。これは個人的な責任があります、私に言わせれば。

もう一つ、時間がないから言いますが、町長、たびたびこの関連について、5,000万円寄附をいただいたから、これに余りある金を頂きました厚意、こうおっしゃっておられるということは、この事件に対して債権放棄というお考えでよろしいんですか。どうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

この件につきましては、今までも御答弁させていただいておりますが、民事上の損害賠償請求権が発生していること及び刑事裁判において元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べております。このことから、被害額の回収につきましては、3年の刑期を終えて社会復帰した後に全額返還を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○川原茂行議員 議長、違う。わしが言いよるのは違うんや。ちょっと時間止めてもらわな。

5,000万円もろて、余りある厚意を受けたということは、3,000万円被害があって、5,000万円くれたんやからということにも町民から聞こえるんですよ。債権放棄に等しいんです、この言葉は。全く意味が違う。寄附は寄附なんです。債権は債権なんです。どこかでけりつけないかん。町長、それを何十遍とは言いませんが、今日も言いました。昨日も言いました。前回も言いました。余りある寄附をいただいておりますという言葉はどういう意味ですか、お聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 高額の寄附と御激励をいただいたということを申し上げました。私たちといたしましては、ある町民の方の厚意を無にすることなく、善意の趣旨を十分理解、尊重し、有効活用に努めて、全職員一丸となって、町民の信頼の回復のため、町政の発展のために誠心誠意取り組んでいく決意でございますので、よろしく願いします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、言葉に気をつけてください。5,000万円寄附をいただいた。余りある寄附をいただいたというのは、厚意という意味ではないんです、この際。3,000万円の被害より余計いただいたんやという言葉に聞こえて仕方ない。

もう一つ、4,630万円、山口県で職員の不手際で、間違いで、町長が記者に質問されました。町長、どういう責任を取られますか。町長いわく、今は回収できておりませんから、それはできませんと答えた。あの金はすぐ入ってきましたね。次は回収の見通しが立ちましたから、私は条例にのっとって、私の給料の10分の5を3か月減給いたしますと、こう町長は答えた。回収して町長がそういう責任を取るであればよう分かるんです。

まんのう町は回収できてないんですよ。回収できてないのに、そういうことは、これは議会でなったことですから、致し方ございませんが、そういうことを肝に銘じていただきたいなど。

一つ方法は、町長、先ほども言いますように、債権を諦めるのであれば、議会の議決があれば、承認があればいけますね。どうですか。そこまでいきますか。それとも、どうしても民事訴訟だけで逃げますか。どちらです。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

何度かお答えはしておりますが、この件につきましては、今までも答弁させていただいておりますが、民事上の損害賠償請求権が発生していること及び刑事裁判において、元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べておりますことから、被害額の回収につきましては、3年の刑期を終えて社会復帰した後に全額返還を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えております。

○白川正樹議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、6月17日午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月8日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員